

令和6年第3回定例会

神津島村議会会議録

令和6年9月4日 開会

令和6年9月25日 閉会

神津島村議会

令和6年第3回神津島村議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号 (9月4日)

議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	6
開会及び開議の宣告	7
会議録署名議員の指名について	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
一般質問	16
中村親夫君	16
鈴木佑典君	22
関真樹君	28
議案第38号～議案第40号の上程、説明、質疑、採決	31
議案第41号の上程、説明、質疑、採決	36
議案第42号の上程、説明、質疑、採決	39
議案第43号の上程、説明、質疑、採決	47
議案第44号の上程、説明、質疑、採決	59
議案第45号の上程、説明、質疑、採決	61
延会の宣告	62

第 2 号 (9月5日)

議事日程	63
出席議員	63

欠席議員	6 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
事務局職員出席者	6 4
開議の宣告	6 5
企画財政課長発言	6 5
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、採決	6 5
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、採決	6 6
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、採決	6 8
認定第 2 号の上程、質疑、採決	7 0
副村長発言	7 5
認定第 3 号～認定第 7 号の上程、質疑、採決	7 5
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告	7 8
発議第 2 号の上程、説明、討論、採決	8 0
散会の宣告	8 1

第 3 号 (9月25日)

議事日程	8 3
出席議員	8 3
欠席議員	8 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
事務局職員出席者	8 3
開議の宣告	8 4
日程の追加について	8 4
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、採決	8 4
行政報告に対する質疑	8 7
村長挨拶	9 6
閉議及び閉会の宣告	9 6
署名議員	9 9
議案等審議結果一覧	1 0 1

令和 6 年神津島村議会第 3 回定例会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 6 年 8 月 3 0 日

神津島村長 前 田 弘

記

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 4 日 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 神津島村役場 2 階会議室
- 3 議 件
 - 1 議案第 3 8 号 神津島村常勤職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 議案第 3 9 号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 - 3 議案第 4 0 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - 4 議案第 4 1 号 個人用多用途透析装置整備契約
 - 5 議案第 4 2 号 L E D コンテンツ物品・機材購入契約（サステナブル）
 - 6 議案第 4 3 号 令和 6 年度東京都神津島村一般会計補正予算（第 3 号）
 - 7 議案第 4 4 号 令和 6 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 8 議案第 4 5 号 令和 6 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 9 議案第 4 6 号 令和 6 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 1 0 議案第 4 7 号 令和 6 年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 1 1 議案第 4 8 号 令和 6 年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
 - 1 2 認定第 2 号 令和 5 年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
 - 1 3 認定第 3 号 令和 5 年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
 - 1 4 認定第 4 号 令和 5 年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 - 1 5 認定第 5 号 令和 5 年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
 - 1 6 認定第 6 号 令和 5 年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

- 1 7 認定第 7 号 令和 5 年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 1 8 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告
- 1 9 発議第 2 号 神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林正吾郎君

3番 清水勉君

5番 関真樹君

7番 鈴木国忠君

2番 清水勝彦君

4番 鈴木佑典君

6番 中村親夫君

8番 石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和6年9月4日

(第 1 号)

令和6年第3回神津島村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和6年9月4日(水曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第38号 神津島村常勤職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第39号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第41号 個人用多用途透析装置整備契約
- 第 9 議案第42号 LEDコンテンツ物品・機材購入契約(サステナブル)
- 第10 議案第43号 令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第44号 令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第45号 令和6年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第46号 令和6年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第47号 令和6年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第48号 令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 第16 認定第 2号 令和5年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
- 第17 認定第 3号 令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 第18 認定第 4号 令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 第19 認定第 5号 令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
- 第20 認定第 6号 令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

定

第21 認定第 7号 令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定

第22 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

第23 発議第 2号 神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例

出席議員（8名）

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長 (環境衛生課長兼務)	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長 (情報通信課長兼務)	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	福 祉 課 長 (保育園園長兼務)	高橋 基樹 君
保健医療課長	鈴木 龍也 君	建 設 課 長	浜川 浩一 君
産業観光課長	渡辺 匡哉 君	教 育 課 長	佐野 弘明 君
空港消防所長	清水 豊 君	企 画 財 政 課 佐 課 長 補 佐	清水 国光 君

事務局職員出席者

議会事務局長 土谷 文康 君

傍聴人（1名）

丸山 幸雄 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和6年第3回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、6番、中村親夫君、7番、鈴木国忠君を指名します。よろしくお願いたします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議いただいております。ここで議会運営委員会報告を鈴木委員長に求めます。

議会運営委員長、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

去る8月30日金曜日午前9時30分より委員会を招集し、5名の委員並びに2名の議員の出席の下、議長と事務局の同席を得て委員会を開会しました。

本定例会には、条例案件3件、契約案件2件、令和6年度補正予算6件、令和5年度決算認定6件、発議1件を含む18案件が上程されております。また、一般質問は3名の提出者があり、受理されております。

以上を審議し、今会期日程については、本日から9月30日までの27日間とし、会期中の日程については、お手元に配付いたしました議事日程のとおりです。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑な議会運営ができますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（石田隆美智君） ご苦勞さまでした。

お諮りします。

会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月30日までの27日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの27日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第3、諸報告を行います。

1として、令和6年第2回定例会会議録署名報告を3番、清水 勉君に求めます。

○3番(清水 勉君) 令和6年第2回定例会会議録署名の報告をいたします。

7月8日午前10時30分より、石田議長、清水勝彦議員、私とで、議員控室において会議録57ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字4か所の訂正を行い、あとは正確と認め署名いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(石田隆美智君) ご苦労さまでした。

続きまして、2として、令和6年第2回臨時会会議録署名報告を4番、鈴木佑典君に求めます。

4番、鈴木君。

○4番(鈴木佑典君) 令和6年第2回臨時会会議録署名報告をいたします。

8月7日午前10時30分より、石田議長と私とで、議員控室にて会議録16ページを閲覧し、慎重に精査した結果、誤字2か所の訂正を行い、ほかは正確と認め署名いたしました。関真樹議員は当日不在でしたが、別の日に署名を行っております。

以上、報告を終わります。

○議長(石田隆美智君) ご苦労さまでした。

続きまして、3として、議長報告を行います。

議長報告は、6月11日の令和6年第2回定例会以後の報告をいたします。

6月14日、令和6年団体長懇話会に出席しております。その後に、令和6年度夏季観光受入対策会議に出席しております。

24日、奥多摩町議会一行が神津島に行政視察に訪れています。これが25日までです。

7月1日、海上安全祈願祭に出席しております。

3日と4日、これは漁業船主組合と村との合同の要望活動に、3日の日は東京都のほうに要望に行っています。4日は国のほうに要望に行っております。

7月8日、令和6年第2回臨時会を開催しております。同日、令和6年第2回定例会会議録署名を行っております。同日、東京都環境局洋上風力発電に係る説明会があり、東京都の環境局の職員の方が来島され、内容を説明しております。

7月10日、全国離島振興市町村議会議長会の懇親会。

11日に、令和6年度全国離島振興市町村議会議長会第1回総会に出席しております。その後、令和6年度全国離島振興市町村議会議長会の研修会を行っております。

17日、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合決算審査を行っております。同日、東京都町村会・東京都町村議会議長会の合同会議に出席しております。その後、東京都町村会・東京都町村議会議長会の結団式を行っております。

23日、よたねコンテナハウス地鎮祭に出席しております。

26日と27日に、愛らんどリーグ2024が開催され、フットサル大会が開催されております。神津島のチームは、ゴールデンリーグに残れませんでした。シルバーリーグで1位という結果になりました。島じまん発表大会は青ヶ島が優勝しました。27日に、予定にはなかったんですが、愛らんどリーグ終了後、夜、竹芝栈橋の船客待合所で、神津島の島トーク&ライブがあるという情報が入りましたので、それを参観しております。この内容は、神津島が星空保護区になった紹介とか、あと観光面で島の紹介をされていたので、島のいい宣伝にはなったのではないかなというふうに思いました。

8月1日、物忌奈命神社例大祭に出席しております。

4日から6日、佐久っ子道場で、佐久市から総勢100名の参加者があり、神津島を楽しんで帰ってくれたものと思っています。

7日、議会だより編集委員会。201号の編集委員会をしています。同日、令和6年第2回臨時会会議録署名を行っております。

8日、職員住宅地鎮祭に出席しております。

11日、第8回山の日全国大会東京都大会が開催され、村長と出席する予定でしたが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたため、村では防災本部を立ち上げないといけないということで、本部長が村長であり、この山の日への出席は中止といたしました。

21日、石原宏高衆議院議員が来島され、対応しております。

24日、渋谷区サッカー協会姉妹協定記念交流会が25日まで開催されております。

30日、令和6年第3回定例会議会運営委員会が開催されております。

以上のとおり報告いたします。

続きまして、4として行政報告を村長に求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、議長報告に続きまして、村長報告、6月1日以降になりますが、主な部分につきまして説明させていただきます。

6月3日、4日ですが、全国離島振興協議会理事会及び通常総会。これは北海道の利尻島・礼文島で開催されております。会議のほうは利尻のほうで行われたんですけども、礼文のほうは行政視察ということで伺っております。この全国離島振興協議会は、北海道そして沖縄県までの全国の離島振興関係市町村長、そして事務局、国会関係の国会議員、今回総勢150名ほどが集まりまして、令和5年度、6年度の収支決算、予算、推進項目等を議決しております。また、この中で令和7年度の離島振興関係対策事業の予算確保につきまして、決議案、全会一致で決議しております。

全国離島振興協議会の会長が、現在、現在といいますか、野口五島市長が会長をやっておられたんですけども、今回退任ということで、荒木屋久島町長が、これは再任になりますが、荒木会長が再任されております。

この会議終了後に、利尻島・礼文島の行政視察を行っておりまして、礼文島の例でいきますと、人口が2,400人ほどの人口でございますが、観光シーズンが6月から9月までの4か月間、この4か月間で10万人が来島すると、このような状況。また、漁業水揚げが30億円以上あるということで、大変に裕福な島だなど、このような実感を受けたところでございます。

5日ですが、神新汽船との協議ということで、奥田代表一行3名に島嶼会館に来てもらいまして、新島の大沼村長と共に令和5年度の予算、決算、今後の運営計画などについて説明を受けております。燃料高騰、そして資機材の高騰などによりまして、どうしても運賃の値上げをしなければならないと、このような報告でございまして、来月1日から、東海汽船と同等の上げ幅ということで運賃等が上げられると、このような報告を受けております。

7日です。神津島村・東日本三菱自動車販売株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社との三者協定住民説明会。これは神津島村の地域循環共生圏の実現に向けて、防災・減災・脱炭素の地域づくり及び持続可能な社会構築を目的としまして、災害時などの停電時の電源確保について、東京都の補助金を活用した電気自動車購入についての説明がありました。既に何名かの方がこちらのほうに電気自動車の購入で申し込んでおるといようなことも伺っ

ております。

11日、神津島村議会第2回定例会が実施されております。

12日は、国土交通省港湾局計画課、関東地方整備局港湾計画課、東京都港湾局離島港湾部計画課一行が来島されまして、港湾の状況を視察されております。これは係長級ですね。国土交通省では係長級が5名、東京都港湾防災対策の専門課長2名、合計7名が来島されております。

20日ですが、東京都総務局総合防災部一行来島視察。総合防災計画調整担当課長、松縄課長一行3名が来島されまして視察しております。個人の備蓄品につきましては、最低でも1週間以上が望ましいということで、また、村での様々な備蓄品につきまして、全てを100%村がストックするのは困難な状況であると、このようなことから東京都も一緒にこの備蓄については考えていきたいと、このようなことでございました。

21日、東京都離島航路地域協議会。これはウェブ会議で実施されております。これは伊豆諸島そして小笠原諸島を含めての全航路ですが、黒字になっているのは東京と神津島までの航路、それ以外の旅客船とか貨客船、これらは全部赤字ということでございまして、20億円以上の赤字、これらは全部国費・都費で賄われていることになっております。

それとまた、このときに私のほうから、定期船さるびあ丸、そして橘丸、あとはおがさわら丸、これらの船がドック入りとか、あと故障時の場合の代船対応ということで、今後、協議会を設立して何らかの対策をしていかなければならないのではないかと、このような申入れをしております。なかなか、一つの企業で取り組むことは難しいということで、東京都そして国を含めて、国の離島を含めて、このような協議をしていったらいいのではないかと、このようなことで申入れをしております。既に東京都のほうではいろいろな動きをしております、自衛隊のほうへの打診とか、そのようなこともやっておりますが、やはりこれをすればというようなことがなかなか厳しい状態で、まだ結論は出されていないということでございます。

24日は、奥多摩町議会一行が来島視察されております。私は公務のため、ご挨拶だけをさせてもらって上京しております。

25日が、東京都漁港・漁場協会の通常総会。これは都漁連のほうで開催されましたが、令和5年度の事業報告、収支決算、令和6年度の事業計画、収支予算等のほかに、新役員が選任されてございまして、新島の前村長、青沼さんが会長であったわけですけれども、今回私がここの会長に就任することになりました。

あと7月ですが、7月2日、町村長個別ヒアリング。これは企財課長と共に上京しまして、神津島の10年後、そして20年後のビジョン活性化のための施策などについて意見を求められ、その中で、懇談形式で今後の事業等について協議といたしますか、報告といたしますか、しております。

3日、4日、港湾関係要望活動。これは先ほども議長のほうからも報告のありましたとおり、石田議長、小林副議長、前田漁協組合長、浜川船主組合長、私と事務局、建設課長、6名で神津島港、三浦漁港の整備、前浜海岸養浜についての要望活動を実施しております。

5日ですが、座礁船対応関係者会議。これは第4回目となりました。この中で三国屋建設さんというところ、サルベージ会社がこの引揚げの請負をしたところでございますが、5月中旬、6月下旬まで船体撤去を実施しております。ほとんどのものが撤去されて、油の流出もない。残るものは手作業で回収するようなものと、海岸に打ち上げられた細かいもののみとなったと報告を受けました。また、これから本格的な観光シーズンを前に、サルベージ船がその場所にあることは、観光にもあまりよくないだろうということで、一旦撤去すると、終了すると。今後、海中や海岸の細かいごみ等については様子を見ながら、地元ダイビングや観光協会等の協力を得ながら清掃作業で対応する場合もあるので、その際にはしっかりと予算といたしますか、支払ってほしいというようなことで確認を取っております。

8日は、第2回の臨時議会。この臨時議会の終了後に風力発電の説明会。これは東京都の環境局が実施しました。これは、今後漁業関係者、そして観光関係者との協議を進め、様々な問題をクリアして、伊豆諸島内海域、これは大島から八丈までの中で、できる限りの洋上風力発電設備を設置して、脱カーボン、再生エネルギー導入を目指したいと、このようなことでございまして、地区検討会を今後開催していくというようなことでございます。

12日、村民大運動会の第1回運営委員会。大運動会は体育協会が共催となっておりますので、体育協会役員の方に集まっておきまして、今年度の大会につきましては職員不足、各課において事業の縮小、そして延期・中止とされている中で、この運動会についてもどうしても実施できないということで説明をしております。

16日、宮坂副知事との意見交換。東京のデジタル化につきまして、宮坂副知事より説明を受けました。各島嶼町村会全員が必要と理解するところではございますが、なかなかこれに特化した人材の確保、また財政的な面で容易でないとの認識を各町村長全員が示されたところでございます。

17日、東京都町村会・東京都町村議会議長会合同会議。令和7年度東京都予算編成に関す

る要望案、全会一致で可決しております。

この後、7月30日に可決されたこの予算編成要望を、東京都の町村会の正副会長、議長会の正副会長、事業部会のメンバーで都知事関係部局に要望しております。

19日、関東地区港湾整備・振興協議会理事会、関東地区港湾所在市町村意見交換会。これにつきましては、令和5年度事業報告、決算、令和6年度の事業予算、そして事業計画を可決して意見交換会の中では、各町村から各自の港湾の施設整備についての要望が出されております。神津島港につきましては、沖防波堤、そして西防波堤の早期整備を要望しております。

23日、伊豆諸島海域における風力発電等に係る情報交換。これは昨年3月に来島して説明してもらったコペンハーゲンオフショアパートナーズ、これは当社がデンマークにある会社ですが、この会社は風力発電をして水素製造をしたいということで現在取り組んでおるわけですが、今どのような状況なのかということで、担当のニシヤマさん、そしてクレモンCEO、最高責任者ということでございますが、2人と都内で会いまして、その後の進捗状況について報告を受けております。現在、この計画を進めるべく、東京都並びに国のほうと協議を進めており、当初の計画どおりに事業を進めていきたいと、このような報告を受けております。

30日、令和7年度東京都予算編成に係る要望活動、これは先ほども申しましたように、東京都の町村会、杉浦会長、そして私、前田副会長、奥多摩の師岡町長、師岡町長は総務部会長ということで一緒になっております。また、小笠原の渋谷村長は事業部会長ということで一緒に出席しております。議会のほうからは、東京都の町村議会議長会、東会長が出席しております。これ総勢15名、3班に分かれての要望活動を実施しております。要望先としましては、東京都議会の自由民主党、都民ファーストの会東京都議団、公明党のほか、政策企画局、総務局、生活スポーツ局、保健医療局、福祉局、環境局、計16部局に要望活動を実施しております。

8月8日でございます。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けまして、課長級の職員を参集し、防災本部をこの時点で立ち上げております。

なお、この南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、8月15日17時をもって解除されております。

16日は、大雨・暴風警報発出対応ということで、台風7号の影響によりまして、夜中の1時過ぎに大雨・暴風警報が発出されておりました。第一次配備体制、これ課長級以上ですが、

それと防災担当職員が詰めております。

21日、これは都道の無電柱化に係る説明会。大島支庁土木課長一行8名が来島されて説明を受けました。都道の長浜線、そして多幸線の無電柱化につきまして、今後無電柱化を実施していきたいと。実際の事業は令和10年度から着工していきたいというようなことでありましたが、村としてはテレビの共聴線とか、あと光ケーブルなど、これらの線を、個人負担の分とか、村負担の分とか、このような経費がどういうふうになっていくのか、今後さらなる協議が必要だということで、この段階では話がされております。また、今後の決定事項についてはさらなる協議が進められていきます。

同じく21日ですが、石原宏高衆議院議員が来島視察されております。

24日、25日は、渋谷区サッカー協会姉妹協定の提携記念交流ということで、渋谷区サッカー協会の子供たちと神津島のサッカー振興推進協議会との交流で、フットサルですか、これらの交流をしております。これはもともと、神津島のサッカー振興推進協議会が25年ぐらい前から渋谷区のほうに行ってサッカー交流をしてきたということで、今回サッカー協定の姉妹協定を結んだということの記念事業となっております。

29日、港湾整備振興大会及び東京島嶼町村港湾に係る要望活動をということでございまして、東京港も含めてなんですけれども、東京港そして大島から小笠原までの港湾につきまして、国は国土交通省の港湾局長、そして農林水産省水産庁長官に、安全・安心な港湾、漁港の早期整備についての要望書を提出しております。このときには、島嶼町村会長、私ですね、私と三宅都議、東京都の港湾局村田技監、佐藤港湾整備部長、福永離島港湾部長、離島港湾振興協会の理事、そして島しょ町村一部事務局長一行で要望活動を実施しております。

以上、報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） 行政報告について質問のある方は、本定例会日程終了後、時間を取りますので、そのときに質問してください。

続きまして、5として教育行政報告を教育長に求めます。

教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、令和6年6月1日以後の主なものについてご報告させていただきます。

6月3日、4日、小中学校俳句教室。講師から授業をしていただき、作品は今後都内の俳句大会に出展予定です。昨年度まで清瀬市の石田波郷俳句大会に出展しておりましたが、こちらは大会自体がなくなってしまったということです。島の子は感性が豊かであるとお褒め

いただき、昨年まで毎回のようには数名の児童・生徒が受賞しております。

15日、神津小まつり。今年度は各教室を使用し、様々なアイデアで工夫しておりました。ただし、学校運営連絡協議会の委員さんからは、以前のように体育館の広いところで実施したほうがよいのではとの意見もありました。

17日、小中学校管理職個別ヒアリング。校長、副校長の4名から、学校運営や目標など、また人事などについて個別ヒアリングを実施いたしました。また、17日には第4回教育委員会会議も実施しております。

18日、小学校1年生神津弁授業。地域人材の講師により神津弁、方言の授業を行っていただきました。薄れゆく島の言葉を残す活動をしていただき、感謝します。子供たちも上手に話していました。今後は大人向けの講座も考えたいとの話もありました。

29日、中学校親子ふれあい体験教室。一昨年までは天草取りを行っておりましたが、磯焼けなどにより天草も少なくなってしまったことから、それに代わる事業として、海岸清掃及び製鉄メーカーや漁協にも協力いただき、鉄鋼スラグ等の栄養成分の入った袋を海岸に設置する予定でしたが、当日は悪天候により設置できず、後日の設置となりました。

7月5日、都民交響楽団神津島演奏会。8年ぶりに開催され、50名以上の楽団による演奏会を実施いたしました。昼の部の学校児童・生徒への音楽教室と夜の一般の部で計約400名の来場者がありました。

2ページをご覧ください。

13日、中学校バレーボール部島しょ大会。女子バレー部は、島しょ大会を勝ち抜き、見事都大会への出場を果たしました。

16日には、第5回教育委員会会議を開催しております。

20日、神津高校・しらすな寮合同見学会。来年度の神津高校離島留学希望の都内の中学校3年生25名と保護者の方が来島され、神津高校としらすな寮を見学。また、個別相談等を行いました。申込みのほうは40名ございました。

8月5日、島しょ地区公立小中学校教員公募説明会。これは7月30日にも同説明会が行われております。来年度の島嶼部の小・中学校への異動を希望する先生方への説明会で、7月30日に引き続き第2回目の公募説明会となります。大島から小笠原村までの小・中学校の校長先生と教育委員会が説明者として出席いたしました。この8月5日のほうが規模が大きく、渋谷区の国立オリンピック青少年総合センターにて行われ、約90名の島嶼部を希望する先生方が参加されました。希望者は昨年度より増加しております。

19日、大島支庁管内教科用図書採択協議会（大島）。大島町にて行っております。約4年に一度改訂され、来年度内容が変更される予定の中学校の教科書について、どの教科はどの出版社の教科書が最適なのかを採択協議会で多数決により選定いたしました。

19日から21日、奥多摩洋上セミナー来島児童交流。児童・生徒とスタッフの約50名が来島されました。神津小学校児童との交流も行われました。

21日、島しょ町村教育委員会教育長先進教育視察。令和7年度東京都教育予算編成要望（都庁）。先進教育視察では、中央区八丁堀にあるICTシステム構築などを主とする企業のオフィスビルにて、講師よりICT関係の講義を受け、その後、教育機器などの見学を行いました。また、令和7年度予算要望については、東京都庁において、東京都教育委員会の浜教育長に対し重要事項の説明、必要予算について要望いたしました。

27日、28日、ホワイトサンドビーチバレーボールカップ。台風の影響により残念ながら中止となりました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

ここで10時30分まで休憩いたします。

（午前10時10分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前10時30分）

◎一般質問

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、一般質問を行います。

今定例会には、3名の議員から一般質問が提出されております。

◇ 中 村 親 夫 君

○議長（石田隆美智君） 最初に、6番、中村親夫君の一般質問を許可します。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 議長の許可を得まして、6番、中村が一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙資料のとおり、村が、星空保護区認定後のまちづくりを実施して

の評価について及び村道等改修工事ほかについて伺います。

なお、詳細については自席で質問をさせていただきます。

質問をする前に、今回別紙資料のパネルで5枚ほど作っております。カメラさんには申し訳ないんですけども、このパネルを時々アップで撮っていただいて、映像で見られている村民の方にも分かるような形で紹介していただければありがたいです。

星空保護区認定後のまちづくりとして、村は、観光資源の目的として、マーケティングの強化を図るために星空保護区のモニュメント、そしておひつじ座からうお座までの十二星座をモチーフにしたベンチを展望台に設置しました。別紙資料の3ページとなっております。

また、島民向け星空観察会の実施。ロゴマークとグッズの製作をしました。

令和5年度、村から委託を受けた観光協会では、古谷さんを講師に招き、第5期「星空ガイド養成講座」を実施しました。この養成講座の受講者は15人で、うち離島留学生5人が含まれております。そして15人が認定されております。今年度、令和6年度も第6期実施中で、16人が受講しております。

そして、コニカミノルタプラネタリウムによる「星夜に浮かぶ島」、神津島が舞台のヒーリングプラネタリウムが都内3か所で上映されました。

星空保護区認定後のまちづくりを実施しての評価。これは効果の確認ですけども、神津島の認知度向上、来島者の増加についてであります。

星空保護区認定後のまちづくり取組中は、コロナウイルス感染症の最中でした。別紙2ページのとおり、来島者の推移をグラフで参照願います。

令和5年は、コロナも5類に移行しまして、来島者の増加が見込まれておりましたが、8月、東海汽船さるびあ丸の推進装置の故障、台風による高速船の欠航が長引いて、観光業は大きな痛手を受けました。

直近ですが、9月2日現在、私も調べましたところ、今年の7、8月の来島者が、7月が5,922人、8月が8,248人で、計1万4,170人で、昨年より19%増となっております。

ここで質問に入ります。コロナ禍も明け、令和6年度以降は村が実施した星空保護区認定後のまちづくりの効果、これは神津島の認知度、来島客の増加がじわじわと数値として表れてくると考えます。星空保護区認定後のまちづくりを実施して、現在の村長の評価を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

見やすい資料、そして詳細な説明をありがとうございます。

この提示された資料のとおり、星空保護区の実施による観光活性化も、数値で確認できる成果が上げられているのではないかと、私もこのように自負しております。

昨年度から取り組んでいるサステナブル・アイランド創造事業におきましては、よたね広場に観光と防災を兼ねた複合施設の建設も現在進めておるところでございます。この施設が完成した折には、4メートル四方の大型LEDパネルを5面に配置した屋内観光施設により、雨天等であっても、昼間でも満天の星を見ることができるようになります。またそのほかにも、海の様子とか、そのようなものもここで見るできるようになります。2階のテラス部分につきましては、西風を防げるような配置となっております、冬の星空観賞もここで利用可能となります。

また、同じくサステナブル・アイランド創造事業におきまして、星空ツナガルコミュニティの活動も順調に進んでおります。昨年、これは9月3日ですが、神津島同様に星空保護区に認定されている岡山県の井原市美星町、そして福井県の大野市とのコラボ事業として、3地区合同の星空鑑賞会が実施されて、3地区の交流が図られたところでございます。この交流は、星空保護区国内認定地域連携協議会、この発足という形でも進んでおりまして、9月下旬に東京ビッグサイトで開催が予定されているツーリズムEXPOでの合同出展も行う予定であります。

さらに、現在取り組んでいるフィルムコミッション事業の中で、令和6年度におきましては劇場版の映画撮影4本のオファーがありまして、既に2本は撮影が完了しております。このような動きも星空保護区による認知度アップによるものと考えておるところでございます。

今後の観光につきましては、夏季観光中心から冬などの閑散期、これらの格差を是正して、周年型、年間通しての観光客誘致に今後大きく貢献して、村の活性化につながっていくものと、このように考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長の評価は本当に理解しました。

補足しますけれども、村は星空ガイド養成講座を観光協会に委託しておりますが、令和1年から令和5年度まで59の方が星空ガイドとして認定されております。また、令和5年度観光協会に申込みがあった、よたね広場での星空観察希望者は1,028人に上っております。その中で、星空観察会の実施回数92回、参加人数が529人。また、曇天・雨天等で中止になって参加できなかった人数が499人。ですから、半分近くは天候不順で、申し込んだけれど

もできなかったというのが現状であります。そして、特筆されるのが、今年度、都立神津高校、生徒数45人ではありますが、15番目の天文同好会も発足しております。これは星空や宇宙への理解を深めるとともに、星空保護区である神津島の星空の魅力を島内外に発信する目的で設立されておまして、3学年合わせて15名の生徒が入部しております。

また、神津島の認知度が上がりまして、先ほど村長からもお話がありましたけれども、フィルムコミッション、この事業が、映画やテレビの撮影が、また神津島でも増えてくるのではないかと。非常にいい評価というんでしょうか、来島客でも、私が調べたら、去年が3万6,986人でしたけれども、7月、8月が多かったので、去年並みに、9、10、11、12月としても4万人を超えるのは確実な数字になってきております。

次の質問をします。

神津島は少しずつ人口の減少が続いておりますが、産業では、資料のとおり漁業の漁獲高が10年ほど10億円前後を推移しております。しかしながら、近年海水温の上昇で海草類やイセエビの不漁が深刻となっております。別紙資料の1ページですね。

観光業は、令和2年、3年とコロナウイルス感染症の影響で、令和1年4万6,405人の来島者が令和2年、3年は2万人余と激減しました。今年度はコロナ禍も明けて、来島者の増加が期待されております。

漁業、観光、農業も大事であるが、小さな自治体では公共事業も重要です。村の財政状況も厳しい現状であるが、未来志向で鋭意検討して、交通の利便性を高めるために、交通通信施設の整備に取り組んでいただきたい、かように考えております。

村長に伺います。総合整備計画では、交通通信施設の一つ、村道1号線、村道1号線というのは、起点が大六殿の辺から旧郵便局、松工橋、関庄商店、松村商店、それから中学校東側を横道旧ヘリポートに入っていくって、終点が旧ヘリポートの付近となっております。この村道1号線の改修工事について、半坂入り口付近から横道旧ヘリポート区間を1期、2期に分けて道路の改修を行うとしております。改修工事が終了したら、旧ヘリポートから先は農道面房たかの子線ではありますが、ありま展望台までの道路は観光道路でもあります。ありま展望台までの農道改修も必要ではないか、村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

ご質問の内容のとおり、この村道1号線、ヘリポート入り口からありま展望台へ向かう道路は、農道面房たかの子線となっております。村では、観光産業の振興も目的の一つと捉

えておりました、農道の面房たかの子線と千両池方面につながる農道さぎや沢線の拡幅整備を計画しておるところでございます。今後、村では、村道1号線の拡幅工事と併せて、この農道の拡幅に伴う補助金確保のために、東京都産業労働局へ要望することを考えております。

このように考えておるところでございますが、村の財政事情、そしてマンパワーの不足等、これらを解消しながら考慮していきたいと、計画を進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいま村長の説明、よく理解できました。

次の質問をします。

空港の利用者は、空港へのアクセスとして三浦湾展望台方面から空港までの都道と、そして半坂方面からの農道を利用しております。半坂方面から空港までの道路は一方通行の区間もあって、また幅員が狭く、車両の擦れ違いが厳しい状況でもあります。農道をいきなり都道にというのは難しいと思うので、空港都道の終点から葱の場地区を經由して村道1号線に接続している村道108号線を都道に編入する働きかけを考えるべきだと思います。村長の所見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 三浦展望台方面からのアクセス道路、さらに、空港から村道1号線に抜けるというようなことで今質問をいただきましたところです。

確かに、空港まで行くのに、島民の方はこの村道1号線を介して行っている方が多いように見受けられるところでございます。そのようなことから、村では令和4年7月20日付で、東京都建設局のほうに神津島村南部地区の都道整備として、既に要望書を提出しておるところでございます。

本地区に新都道が整備されることで、村落内から神津島空港へのアクセスがループ化されて、通行車両の安全性と利便性が図られるとともに、村営バスの運行におきましても円滑化が図られるのではないかと、このように考えております。

また、遊休地につきましても開発されることが見込まれます。これは畑地であったり宅地であったりということでございますが、住民生活の向上へつながる可能性が十分にあります。防災の観点におきましても、神津島空港への都道第2ルートの整備は必要であると、このように考えておるところでございます。

今後も事業の実現に向けて要望活動などを継続して進めていきたいと、このように思っ

おります。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長の説明、よく分かりました。

ありま展望台は、ジュリアの日があつたりして、それから、あそこの展望地ですか、非常に景勝地になっておりますので、観光の名所となっております。そして観光道路として、バスが通行可能な道路が必要なので、ありま展望台から空港方面を經由して三浦展望台方面へバスがスムーズに運行できればいいなど、そういう考えで質問をしました。

次の質問をします。

この総合整備計画では、計画している村道113号線、沖の沢線ですけれども、この改修工事について、沖の沢線改修工事が終了したら、清掃センターから途中で止まっている村道120号線との接続を村は考えていると思いますが、どのような工法で、いつ頃着手するのか、現在の見通しを村長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 村道120号線ですが、これは沖の沢線とをつなげるということで、以前からも、議会でも何回か視察が実施されておるところでございます。村道120号線、清掃センター先から村道113号線の接続区間の新設道路、これにつきましては、平成27年度に概略設計を実施しております。そうはいいながらも、前もってちょっとお断りしておきますが、これらの費用につきましては、8年、9年前の概算ということでの概略設計になっておりますので、現在ではさらに費用が増額になっているのではと見込まれますが、まず、トンネル案とした場合、延長が457メートル、概算工事費が13億8千万円。その比較案として、もう一つの工法では、土工案、これは山を切って道路を切り開く、山を切り開いてということでございますが、これでいきますと延長が664メートル、概算工事費では30億2千万円との概略になっております。

この土工案、山を切る案につきましては、地形条件などによりまして、接続延長が200メートルほど延びることになります。また、山間地を經由することで道路の法面といいますか、膨大な法面保護を実施しなければならないということでありまして、土量、これが法面のほうをやった場合には21万7千立方メートルの土量が出ると、トンネル案ですと3万7千立方メートルで済むだろうと、このような比較検討がされております。

このようなことから、村ではこの比較案を踏まえて、トンネル案を採用し、これから進めていきたいと、このように思っております。ただ、着手につきましては、この総合整備計画

で村道113号線の拡幅工事を令和8年度から3か年で計画しております。これは全体では350メートル、年に120メートルぐらいを進めていきたいと。

トンネルの計画につきましては、活性化計画、令和12年度に詳細測量、地質設計調査を計画し、令和13年、14年度にトンネルの工事を実施したいと考えております。

なお、これらの事業につきましては、村の財政事情が当然ありますので、このことから国庫補助金の調整見込み等を勘案して、実施年度がスライド、ずれていく可能性もありますので、この点につきましてはご了承いただきたいと、このように思っております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの村長の説明で、トンネル案ということは分かりました。しかしながら、経済状況、財政状況を考えながら、様々な課題、問題がありますので、そこら辺は状況を見ながらということで、トンネルの工法は進めていくということで分かりました。

清掃センター手前の林道天上山線は、道路状況が悪い場所がありまして、大地震や大雨の影響で林道が通行止めになるリスクがありますので、沖の沢のほうから清掃センターまでの道路が開通することによって、これらのリスクが解消されることを申し上げておきます。

以上、私、4点の質問をさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

○議長（石田隆美智君） これで、6番、中村親夫君の一般質問を終わります。

◇ 鈴木 佑 典 君

○議長（石田隆美智君） 続きまして、4番、鈴木佑典君の一般質問を許可します。

○4番（鈴木佑典君） 議長の許可を得まして、4番、鈴木が一般質問をさせていただきます。内容としましては、職員不足解消に向けた取組について村長へ、地域人材の活用について教育長に伺います。

詳細につきましては、自席にて行わせていただきます。

職員不足解消に向けた取組について伺います。

神津島村役場職員の不足について。

まず、令和6年5月1日時点で、村長、副村長、教育長を除く職員人数は72名と伺っております。現在、村役場職員の募集が行われておりますが、難航しており、職員不足から兼任、兼務などによる業務の質と量の増大、超過勤務の増加などが想定され、職員の心身への負担や行政サービスの低下なども危惧されかねません。

全国的に人口減少傾向の中、他地域でも人手不足は課題となっており、神津島村役場が選

ばれる職場となるために様々な取組を講じなければならないと考えます。神津島村では、職員確保に向けた職員住宅建設などハード整備が進められておりますが、ハード整備以外にソフト整備にも取り組むことで、選ばれる職場になると考えます。

既に取り組んでいるかと思いますが、効率化による業務負担の軽減策、職員のワーク・ライフ・バランス評価確認による満足度、神津島村役場職員のやりがいやキャリアアップとなっているか、地域住民とのコミュニケーション度など、現状の確認を整理することにより明確化され、対策が可能になるのではないかと考えます。

質問として、質問1、現在、村役場職員は人員不足や業務の多様化などにより大変苦労されていると推察されますが、人員不足による現状の課題について、認識を村長へ伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

職員不足の現状、課題ということでございます。

まず初めに、職員全体の定員というのは、神津島村職員定数条例で定められておるところでございますが、先ほど議員が述べられたように、業務が非常に多様化しております。また、業務量が増加していく中で、各課各係の配属されている職員数につきましては、この課は何人とか、この係は何人とか、このような固定化した増減という考え方はしておりませんで、現在、現時点でどこの課が、どこの係がどのように職員が不足しているのか、このようなことを勘案しながら、事業量に応じて職員の配置をと、このように考えておるところでございます。

この人員不足の現状、課題ですが、まず、退職されて欠員となった部分、職員の補充は、今議員さんが申されましたように、なかなか補充ができないという現状がございます。この補充ができないことによって休日出勤、通常勤務以外の超過勤務、また各職員への精神的・肉体的負担の増加のほかに、事業の縮小や延期など住民サービスの低下が危惧されるところでございます。

この対策としましては、島外からの人員確保を目的として、職員住宅の整備を図ると同時に、職員の募集につきましては募集期限なしの随時募集を実施しておるところでございます。今年度、村の募集について5名の応募がありました。しかしながら、実際に試験を受けた方が2名。3名の方は試験を受ける前に辞退といたしますか、試験を受けていない。聞くところによると、ほかのところ採用になったからとか、そのような理由で試験を受けなかったりとか、試験の結果、合格を出しても辞退と、このような状況から、5名受けた中で2名が試

験を受けて、1名は採用となっております。10月1日からこの1名の方はこちらに来られるということでございます。

このような厳しい状況の中で、島嶼町村会で実施している合同採用試験、今回初めて参加するという事で、募集を行ったところでございます。この合同採用試験につきましては8月31日で締め切られて、神津島に応募してきた方が、一般行政職では9名、保育士で1名、透析技師では3名の応募があったところでございます。この合同採用を希望した大島から青ヶ島まで6町村の中では、大島町に次いで2番目に神津島の応募者が多いと、このような状況になっております。

なお、試験につきましては10月20日に実施される予定となっております。

人員不足によりまして、職員の負担増が大きな課題と考えておりますが、事務処理のデジタル化と効率化を図り、少しでも負担減につなげると同時に、住民サービスの低下にならないようにしたいと今後も考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

まず、村長がおっしゃったように、業務の効率化が進められているというところと、サービスの低下にならないようにというところ、理解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。

質問2として、既に取り組みされている業務の効率化です。それ以外に、インターンシップ制度導入や教育機関との連携、神津島村役場ならではの業務の魅力PRによる差別化、地域との連携なども重要かと考えます。選ばれる職場、地域づくりに貢献したいと思う人材へのアプローチや育成、取組について、村長のお考えを伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 確かに、議員がおっしゃられるように、今後、様々な有効的な手段を活用して人材の確保をということでございます。

インターンシップ制度を実施するということですが、その前に、職員不足の中で、現在職員はぎりぎりの状況の中で業務を行っているという状況です。職員を確保できなければ、増えた業務はそのまま職員の負担の増となってくると、今はこういう状態になっております。さらに、業務を圧迫してしまいますので、この制度導入につきましては、今後の検討課題として今考えておるところでございます。

あと、地域の連携につままして積極的に情報収集を図って、神津島村職員の意識向上を図っていききたいと、このように考えておるところでございます。

ただ、この人材不足につまましては村以外の、漁協であったり農協であったり観光協会であったり、様々な部署でやはり人材が不足しているということで、お互いに情報交換しながら一緒に取り組んでいければいいのかなと、このように思っておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

インターンシップ制度、職員の業務負担になるかと思えますけれども、例として飛騨市のほうで「5Daysインターンシップ」、これ民間でも多く取り入れられていますけれども、これを公務員実践型という形で、学生向けなんですけれども、行ったところ、全国から66名集まったというお話も聞いております。また、採用年齢についても59歳未満にしていますし、採用試験にはSPI3、これも民間に取り入れられているんですけれども、そちらを導入してチャレンジしやすい環境整備を整えています。また、内閣府の地方創生人材支援制度、こちら活用して民間の方を採用したりとかもしています。

村長がおっしゃったとおり、神津島村役場だけではなかなか難しいかもしれないんですけれども、漁協だとか農協だとか、いろんな地域連携を図りながら、こういう制度を導入してみたいかなと考えます。

また、重要な情報発信、募集に関してなんですけれども、ほかの自治体とは違う独自性を発信することも差別化になるかと思えます。その独自性を発信することでマッチングの確率が高くなると感じますので、例えば新職員住宅、今建設中なので、そちらのほうもPRに取り入れたらどうか、また、島の自治体だからこそのやりがいや喜び、また苦勞、楽しさ、こんな面白さがあるよという現場の声を、ぜひ発信していただければ、またそこにマッチングする方が多く増えるのではないかと考えます。

住居の課題など様々な課題はあると思いますが、ぜひ、今後の神津島のために村長の率先した積極的な職員募集への取組を期待いたします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 議員のほうから様々な提言、このような事例もあるよということで、意見ありがとうございます。

今後進めていくに当たって、そこら辺の意見、提言等を参考にしながら進めていきたいと思えますので、その際にはまたご意見を伺うようなこともあろうかと思えますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 次の質問に入らせていただきます。

地域人材の活用について、教育長に伺います。

現在、しま子屋の休止や村民大運動会の中止など、教育委員会における職員不足の影響が懸念されます。教育現場では、グローバル化や多様な学び、多様な生徒に対応するために、教員の業務やスキルが従来と異なってきています。

島の宝である子供たちの教育環境は非常に重要であり、人員不足の解決は喫緊の課題です。

既に取り組が進んでいるかと思いますが、島内の地域人材や任意団体との連携を強化することで、神津島独自の魅力を生かし、多様な学びに対応できると考えます。地域人材の活用を推進し業務負担の軽減を図ることで、教育環境のさらなる充実が期待されると私は考えます。

質問1、現状の職員不足・教員業務についての認識と課題について、教育長に伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） それでは、答弁させていただきます。

教育委員会における職員不足についてですが、事務局職員としては2名の不足。また、関係施設などについてですが、学校以外では給食センター、郷土資料館、図書館、しらすな寮、金長運動公園、学童クラブや、しま子屋などで従事している会計年度任用職員は、一般行政も含め、最多の約30名の方々に業務を担っていただいております。

施設や業務によっては人員不足が発生しており、その対応も事務局職員の通常の事務業務を逼迫する要因となっております。補充や休暇の調整などに苦慮しているのが現状で、課題としては事業が執行できない、また遅延することや、超過勤務の増大を含め、職員の健康問題なども大きな課題でございます。

また、教育現場、教員業務については、先生の成り手不足は全国的な問題ですが、文科省では、来年度、小・中学校教員を約7,700人増員するとの改革案があります。

現在、本村の教職員に人員不足はありませんが、ALT、これは外国語英語指導助手ですが、こちらにつきましては、都立神津高校に来られているJET、これは語学指導のための外国青年招致事業であります。高校に来られている方をお願いし、小・中学校も協力していただいている状況でございます。しかし一方で、東京都の予算で任用可能な事業が幾つかありますが、やはり人材や住居問題で確保が難しいものもあります。

教職員は、個別最適な学びの充実、授業改善、教育デジタルトランスフォーメーションや

働き方改革、特別な支援教育、また行事の精査、感染症や熱中症対策、それから部活動の地域移行調整なども含め、業務は増大しており、定められた授業時数を確保しながら、これらに対応していくことが課題であります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ありがとうございます。

会計年度の職員が不足しているというところで事業の執行が難しい、また教員の業務の負担にもなっているというところ、分かりました。

次の質問に移らせていただきます。

質問2、業務負担の軽減、多様な学びや生徒への対応、地域連携を考慮し、地域人材の活用について、教育長のお考えを伺います。

○議長（石田隆美智君） 教育長、清水君。

○教育長（清水一正君） 現在、地域人材の活用につきましては、小学校では生活科、社会科などの授業で、役場、郵便局、警察、商店また農業関係の皆様、それから総合的な学習の時間では潮彩の会やゆうき福社会、エコツーリズム推進協議会や、漁業者、また芸能保存会、書初め指導や、朝読書の読み聞かせボランティアの方々、中学校におきましてはダイビング協会やサーフィン神津島支部の方々、部活動の外部指導員など、授業や行事などについて多くの方々にご支援、ご協力をいただいているところで、教員と保護者だけでなく、地域社会との関わり、地域人材の活用が図られているところであります。教育委員会事務局としては、現在の業務や行事内容をそのまま、地域人材や任意団体との連携の中でお願いしていくということは少し困難な部分もあると思われまますので、整理が必要であると考えています。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 教育長がおっしゃったとおり、既に地域人材の活用は様々なところで行われていると思います。小学校での読み聞かせもそうですし、総合の学習などにも使われています。中学校では各行事の講習会などでも活用されていますが、これほとんどが専門の方たちだと思うんですね。ただ、子供たちに対して貢献したいという住民はほかにも多いと思いますので、例えば小学校の登校時、校庭を開放したときにも見守りだとか、あとは授業中の見守りなど、協力する方もいらっしゃるのではないかなと考えます。また、学校現場以外でも、神津島の文化財施設に指定されていない箇所、施設などを定期的を確認したり、清掃していただいている、ボランティアで行っている方々もいらっしゃいます。対価や、安全

面、ボランティア精神等を考慮する点は多々あると思いますが、学校と地域、全て連携をすることによって、子供たちの成長を促すと考えますし、地域人材の活用は地域全体の活性化につながると思っております。

ぜひ今後とも地域の方たちを大いに活用していただき、地域一丸となって協力し合う体制整備を期待いたします。

以上です。

○議長（石田隆美智君） これで、4番、鈴木佑典君の一般質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

（午前11時15分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午前11時30分）

◇ 関 真 樹 君

○議長（石田隆美智君） 続きまして、5番、関 真樹君の一般質問を許可します。

5番、関君。

○5番（関 真樹君） 議長の許可を得まして、5番、関が一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問は、別紙及び資料のとおり、1として、前浜海水浴場、つまり付近の駐車スペースについて、2として、ごみの減量化対策におけるコンポストのPR強化についてを伺います。

なお、詳細については自席にて行わせていただきます。

3人目ですので短めにしたいと思います。

前浜海水浴場、つまり付近の駐車スペースについて、こちらはすぐ質問に入ります。

質問です。前浜海水浴場の南側の「つまり」は、岩場があったり比較的波が穏やかだったり、ファミリー層に人気の海水浴場になっています。それ以外の海水浴客も多く、混み合う時期には駐車スペースが不足ぎみになっているように見受けられます。また、道の先には集排施設やダイビングに入る場所もあり、車の通行や出入りの混雑を感じます。調べたところ、付近には村で使える土地や、道路の拡幅ができる箇所もあるようです。

お子さん連れのファミリー層はもとより、多くの海水浴客や島民のレジャーの便宜を図るため、駐車場、駐車スペースの整備を考えてはいかがでしょうか。補足ですが、すぐに大規

模な工事を望むものでもなく、なるべく容易な作業で駐車スペースが整備できないかということを中心に質問したいと思います。村長の意見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、答弁させていただきます。

確かに、つまり海水浴場は、議員さんがおっしゃられたように、主に地元の家族連れが利用されている状況となっております。この付近は村有地、そして私有地もあります。既存の建物等もあり、そしてまた、行き止まりの道路ということでもあります。拡幅というよりも、この道路周辺の整備についての質問と捉えておるところでございます。

このつまりには、農協の駐車場があります。そして公衆トイレ、シャワーも近くにあることから、地元住民の方は主にこの駐車場を利用しているところでございます。また、元清水造船所の隣に空きスペースがありまして、この空きスペースも利用されているところでございます。

多分、ご質問の整備につきましては、この空きスペースの場所のことかと考えております。このスペースは、以前、シャワー施設とか、あと物置状態になっておりましたところを駐車場ができるスペースとして確保すると、この目的で、私が当時、産業観光担当課長の際にシャワー施設を撤去し、現在の状況にして駐車場として活用してもらおうと、このような目的で現状になっておるところでございます。

しかしながら、現在、駐車の際の区画がされていないために、縦にとめたり横にとめたりということで、不規則に駐車され、有効に利用されていない状況を私も確認しております。今後、周辺の草刈りもそうですが、区画を整備することにより、一定方向に駐車することにより有効的、効率的に利用できるのかなど、このように考えておりますので、来シーズンまでにはそのような状況を整えたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 実際に、大変混み合うような時期はそんなに多くはないんですけども、そちらが整備されることによって、島民やファミリー層だけでなく、観光客にも喜ばれるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問、ごみの減量化対策におけるコンポストのPR強化についてに入ります。

生ごみのコンポストや生ごみ処理機は、各家庭や世帯のごみを減らす上で大変有効な対策であると考えます。しかし、村民の何人かに聞いたところ、役場からの案内やPR、購入費

補助の内容などはほぼ知らない、見た覚えがないとのことでした。また、生ごみ処理機についてもあまり知らず、説明すると関心を示す人もいます。農業関係者で、肥料に活用する方向で考えたいという声もありました。私としては、高齢者など日々のごみ捨てが困難になっている方などにお勧めしたいというような思いもあります。

しかし、今は機械本体の価格が大分高くなっておりまして、私が買った頃、8年ほど前は約6万円でしたが、今は後継機種で10万円ほどになっています。

現在、村の購入補助は対象額の2の1、上限3万円までと聞いております。対象機種の価格が上がっているため、この補助率や補助の上限額も上げてはいかかかと考えております。また、PRについてですが、村のホームページ上でも分かりやすく案内していただきたいと思います。参考資料としてですが、ほかの自治体のホームページでの案内を出しましたので確認いただきたいと思います。

それでは、質問のほうに入ります。

令和6年第1回定例会にて、村政運営の基本方針、その重点施策を聞きました。その中で、ごみの減量化に向けた具体的な取組を開始させる、コンポストのPRを強化していくという説明がありましたが、現状そのPRも目立って見受けられません。その件はいかがでしょうか。

また、生ごみ処理機は価格も高く、電気代もかかるため、購入の補助を受ける人が少ないのであれば、補助率を上げ、併せてPRしてみるのも対策の一つかと考えます。

以上について、村長、環境衛生課長の意見を伺います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この件につきましては、副村長のほうから、今環境衛生課長として任を担っておりますので、副村長のほうから答弁させていただきます。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 5番議員さんの質問について、環境衛生課長事務取扱いの私のほうから説明をさせていただきます。

ごみの減量化につきましては、清掃センター施設の延命化や施設運営経費の削減などに直接影響を与えるため、必要な対策を講じていかなければと考えております。特に、生ごみについては他の可燃ごみに比べて燃焼効率も悪く、光熱費も増大させる要因ともなっております。このため、本村では令和元年度から神津島村家庭用ごみ処理機購入費補助事業を行っております。現在までの購入者は6名となっております。

今後、家庭用ごみ処理機コンポストにつきましては、購入助成金の内容や購入を促すチラシ等を作成し、全戸配布や文字放送、広報紙などでPRを行っていききたいと思います。

また、購入助成につきましては、東京都62区市町村で助成を行っている区市町村が31、その大半が補助率2分の1、上限が2万円から3万円となっています。本村の助成は、補助率2分の1、上限3万円となっております。

質問にもありましたように、家庭用ごみ処理機コンポストには、電気代や消耗品代の、これはバイオチップなどです、ランニングコストがかかります。PRして購入者が増えないようであれば、アンケート調査などを実施し、助成金の引上げにより購入者が増えそうであれば、助成金の見直しについても検討していききたいと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） アンケートをしていただくということですが、この機械に関してはあまりやる気がない、興味がない人に勧めても仕方がないので、興味があって本気で使いたいという方がいらっしゃったら、その人をまず探して、その人に、例えばもう少し安く提供できるような、そういう機会をつくっていただいたらよろしいんじゃないかと、個人的には思います。例えば、20人、30人がこれを使っていたら、例えば5年間、10年間使えば、ある程度のごみの減量化にはなると思いますので、今後PRのほうをよろしくお願ひします。

それでは、以上、5番、関の一般質問を終わります。

○議長（石田隆美智君） これで、5番、関 真樹君の一般質問を終わります。

ここで1時30分まで昼食休憩といたします。

（午前 11時40分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 1時30分）

◎議案第38号～議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 会議に入る前にお知らせします。

企画財政課課長補佐、清水国光君が出席しております。

では会議に入ります。

ここでお諮りします。

日程第5、議案第38号 「神津島村常勤職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」から日程第7、議案第40号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」まで、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第40号までを一括議題とすることに決定しました。

議案第38号から議案第40号までの提案理由の説明を求めます。

総務課長、鈴木君。

○総務課長(情報通信課長兼務)(鈴木 敦君) それでは、議案第38号 神津島村常勤職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。

今回の条例改正では、今般の物価高騰等により、別表中の車賃、日当をそれぞれ200円増額、宿泊料を1千円増額するものです。

続きまして、2ページをお願いいたします。

備考に、時期により変動する宿泊料に対応するため、規定額宿泊費を超えた場合、2万円を上限として領収書添付による実費精算を定めたものです。

また、宿泊施設を指定された場合には相当額を支給するというものを定めたものとなります。

続きまして、議案第39号 神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

議案第38号同様、物価高騰等により車賃、日当をそれぞれ増額するものです。

新旧対照表をお願いいたします。

別表中、車賃、日当をそれぞれ200円増額するものです。宿泊料については現行のままとさせていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長(石田隆美智君) 議会事務局長、土谷君。

○議会事務局長(土谷文康君) それでは、議案第40号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第40号についても、第39号、村長等の給料等に関する条例と同様に旅費に関する部分の改正となりまして、別表のとおり車賃及び日当について200円ずつ引上げを行うものとなります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） この条例については、やっぱり現状に即した考え方で、規定基準というのは時代の変化、あるいは経済状況で変わっていくということで、特に問題はないと思います。

私が聞きたいのは、イベント、行事等で村が主催で、例えば団体長の、理事長とか組合長、あるいは運営協議会の委員長とか、そういう方は村主催で旅費というのかな、依頼をかけたとき、現状はそういう方たちの旅費の規定はどれに基づいて支払われているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 常勤職員の条例に沿って支給しているところでございます。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 常勤職員というのは、この5から4級の方の旅費規定、日当に合わせて支給しているということによろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） そのように理解していただいて結構です。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） どう考えても、一般のそういう方を行政が依頼して、もしかしたら業務を休みながら行っている方もあって、それが一般の職員と同じような旅費規定、従前からやってきたのかどうかよく分かりませんが、現状にそぐわないと思って、私の個人的見解ですけれども、三役に準じた、そういうことを旅費規定の中に入れるか改定するか、そういうふうにされたらいかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 一般職員と職員以外の取扱いにつきましては、従前からの中で実施し

ておったところでございます。今回そのような申出があったといたしますか、ちょっと事例が1件あって、その件についても一応この条例等と照らし合わせながら、それがよかったのかどうかということも確認いたしました。その段階で、やはり条例どおりにはちゃんと執行されているということが確認取れております。

ただ、それがそのままいいのかということについては、そこら辺につきましては、当然一般の方は仕事とかそういうのを休んでのこともありますので、そこら辺を今後どのようにしていくか、検討の余地はあるのかなと思っております。

ただ、それをみんなに当てはめるとなると、これはほかの方も催しのときに、例えば島じまんであるとかそういうときに、何十人もの方が行かれるわけですね。その方の日当、例えば1日1万円であるとか、それが保障できるかというとなかなかそれは厳しい状況にはあるということでございます。

あと、神津島村のほうから依頼して、あとほかの団体の役職として出る場合には、その団体のほうから支給するとか、こういうことも考えられるのではないかなというふうに思います。ただ、そこら辺は今後また団体にしても、やはりほとんどの団体が村からの補助金がやっぱり主な収入となっていますので、そこら辺も今後、各団体と協議をしていく必要もあるのかなというふうには思っております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村長の話、よく分かりました。

しかしながら、これだと曖昧で何もうたっていないから、まずもって職員を基準としてそれをつくってしまっているということ。これずっと従前どおりやってきたと思うんですよね。だから、そこでうまく各団体とも話をしながら、この旅費規定の中に少しくまに入れていって、団体というか、大勢で行かれるときは、そこら辺の旅費の感覚はまた違うと思いますけれども、これからじっくり考えて、いい方向に規程、規則ですか。そこは作成していただければいいのかなと。村長の話はよく分かりました。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 議案第38号のところの改正後の備考欄に、やむを得ず宿泊料が規定額を超過したときには、2万円を限度としてその差額を支給すると記載してあるんですが、この議案第39号、村長等、また第40号の議会議員のほうには備考は書いていないんですが、こちらのほうは適用はされないということなんですか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 村長等の給料等に関する条例の第5条に記載がありまして、村長等の給料及び旅費の支給並びに前条に掲げる手当の額及び支給の方法については、神津島村常勤職員に対する給与条例の適用を受ける職員の例によるという明記がありますので、今回は備考欄には明記はしませんでした。こちらの第5条の適用となりますので、一緒です。同じ支給となります。

（「休憩してもらっていいですか」の声あり）

○議長（石田隆美智君） ここで暫時休憩とします。

（午後 1時35分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 1時40分）

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 今回議案に提出させていただきました中に、別表に記載ミスがありましたので、大変申し訳ありませんが、ご訂正のほどよろしく願います。

新旧対照表の改正後の区分、ごめんなさい、議案第39号についてです。村長等の条例に関するものとなります。現行と改正後で、区分が現行で村長、副村長、教育長となっておりますが、改正後に議長、副議長、議員というふうになっておりまして、これは村長、副村長、教育長の誤りです。大変申し訳ありません。訂正のほうをよろしく願います。

（「下のほうもだよね。国外旅行」の声あり）

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 下段の国外旅行についても同様となっておりますので、上段と併せてご訂正のほどよろしく願います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 先ほどの備考欄のところで、当然規定額を超過したときには領収書を添付しなければいけないと思うんですけども、この備考欄には但し領収書を添付すると、そういう文言は入れなくてもいいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 条例とは別に規程というものを別途設けておりまして、そこで例えば船賃の変更があったりとか、細かいものは別途規定している、そちらの中で明記をさせていただきますので、条例上には記載はしませんでした。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、議案第38号から議案第40号まで1件ずつ順にお諮りします。

日程第5、議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第6、議案第39号については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第7、議案第40号については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第8、議案第41号 「個人用多用途透析装置整備契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第41号 個人用多用途透析装置整備契約についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月16日、一般競争入札による契約につきまして、契約締結に当たり議

会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、個人用多用途透析装置整備。
 - 2、契約の方法、一般競争入札による契約。
 - 3、契約金額、891万円。
 - 4、契約の相手方、共立薬品株式会社。
 - 5、工期、契約締結日から令和7年1月31日まで。
 - 6、支出科目、国民健康保険特別会計、款、医業費、項、医業費、目、医療用機械器具費。
- なお、契約の詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） それでは、個人用多用途透析装置整備についてご説明いたします。

現在、診療所には透析装置5台あります。2015年整備のものが1台、2016年整備のものが3台、そして昨年、2023年度に整備したものが1台、計5台。この中の2015年に整備したものの1台と2016年に整備した3台のうちの1台、2台を今回更新することとなっております。機種については、昨年更新した機種と同機種となっております。

また、ここで個人用多用途というふうにうたわれておりますが、これにつきましては治療の種類で血液透析ですとか、体外、限外ろ過、血液ろ過など複数の治療モード、治療方法がありまして、それに対応した透析装置であることから多用途というふうに呼んでおります。

また、税務上の法定耐用年数は7年となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 今説明がありましたけれども、耐用年数が7年ということですが、ほとんどの機械がみんなそうなんですか。

それからもう一点は、一般競争入札とありますが、何社ぐらいが指名に応じたんでしょうか。その2点をお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、法定耐用年数につきましてですが、まずこの法定耐用年数というのは、あくまで税務上の減価償却をする期間の年数ですので、その機械が何年もつという耐用年数ではありませんので、7年過ぎたからといってすぐに壊れるというのではなく、整備もきちんに行われていますし、それ以上の年数はもちますが、今後の整備計画を鑑みた場合に、今年度については2台整備しましたが、計画的に入れ替えるということで今年度は2台更新しております。

入札の件数ですが、こちらは1者となっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 1者ということは随意契約ということにも見えるんですが、これ書いてあるのが一般競争入札とあるので、1者だけというのはおかしいというのが1点と、それからさっきの7年というのは、あくまでもメーカーが7年保証しますよと、その先は違々と、そういう意味に取れるんですけども、もう一度説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、一般競争入札についてですが、随意契約ということではなく一般競争入札、本村の場合、この医療機器に入札資格のある業者というのは3者ございますが、まずホームページのほうに公表して、条件を満たす会社ということで公募をして入札という形になりますので、随意契約とは違うものとなります。

また、耐用年数につきましてですが、メーカーのほうで耐用年数が何年というものを示しているものはございません。あくまでこれはもう減価償却の期間の7年でありますので、またどの程度機械がもつかというのは使用頻度ですとか、メンテナンスにもよりますので、一概に機械、メーカーが7年保証するというものはございません。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この契約の中に、先ほど課長の説明で、メンテナンスのほうは多分職員の方でやっているのかなと思うんですけども、もし故障した場合の対応というのは契約の中には入っているんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 軽微なメンテナンスについては透析技師のほうが行っておりますが、この購入契約と別に年間契約で業者のほうとメンテナンス契約は行っております。壊れたときはその都度なんですけど、年に1回は大体年度末近く、年明けぐらいになると思う

んですけれども、細かなメンテナンスということで行っております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第8、議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第9、議案第42号 「LEDコンテンツ物品・機材購入契約（サステナブル）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第42号 LEDコンテンツ物品・機材購入契約（サステナブル）についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月1日、特命随意契約による購入契約につきまして、契約締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

- 1、契約の目的、LEDコンテンツ物品・機材購入（サステナブル）。
- 2、契約の方法、特命随意契約。
- 3、契約金額、3,773万円。
- 4、契約の相手方、株式会社テレビ朝日。
- 5、工期、契約締結日から令和7年3月25日まで。
- 6、支出科目、一般会計、款、商工費、項、商工費、目、観光費。

なお、契約の詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 契約の説明に入る前に、今回、会議資料の提出が遅れましたことをおわび申し上げます。失礼いたしました。

それでは、LEDコンテンツ物品・機材購入（サステナブル）の購入契約の詳細についてご説明いたします。

今回の物品購入契約は、現在、よたね広場において建設中のコンテナハウス内に設置予定のLEDルーム、これの映像部品、映像機材の購入であります。当初予定では令和7年度購入予定でございましたが、物価高騰の影響を受けやすいということで、前倒しでの令和6年度の購入となっております。

会議資料の1枚目、見積書及び物品内訳書をご覧ください。

今回の契約金額のほぼ大多数を占めるのがLED機材費となっております。物品内訳の表を見ていただきますと、左側見積書I版ということでアルファベットが振ってあるんですけども、この機材の大部分、Aと書いてあるもの、LEDルーム全5面に4メートル四方のLEDを配置して、全天候型でなおかつ臨場感のある映像を楽しめる、そういうコンテンツを基に計画しております。

このLEDパネルを各5面に敷き詰める。その際に1面当たりLEDパネルが大体64枚使用します。1枚当たりの大きさが大体1メートル掛ける25センチ、通常のテレビ等の形よりもちょっと細長のものが正面、左右、天井の4面、床面に関しましては人が出入りしますので、荷重に耐えられるように1枚当たりのパネルの大きさは50センチ四方のものを敷き詰めて、計5面を包み込むような形で映像を流せるようなものとなっております。

このパネルと、そのパネルを実際にコンテナハウス内に取り付けるための金具、それから映像を送るための部品等を含めての物品購入契約となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑をしてください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） この見積書の金額を見るに、あまりにもアバウト過ぎて、これくらい大きな額に対して2,900万円から550万円、260万円、こういう見積りの出し方でいいのかなと思っているんですけども、例えば別紙のような物品内訳書があるんですが、これが例えばAの一番上の段が256台というふうになっているんですけども、これが1台幾らなのか、そういう細かい見積りというのが出すことができないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 見積書にはパネル1台当たりということは書いていないんですけども、こちらで大体計算しますと、一つのLEDパネル、先ほど申しました1メートル掛ける25センチ、あるいは50センチ掛ける50センチというのがおよそ9万円ぐらいとなっております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 課長、今言ったような、こちらでということはちょっとおかしいのかなと思うんですよね。本来なら業者がそういう形で見積りを出してきて、それによって特命随契が決まるわけですから、ちょっとこの額はあまりにもアバウト過ぎてどうかなと思うんです。

契約に関しては特に異議はないんですけれども、この見積りの出し方、計算の仕方、これについてももう少し細かい数字ができれば、そういう資料は提出ができないんですか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 確かに議員さんのおっしゃるとおりでございまして、当然これ例えば、この屋内型のLEDのモジュール、256個とありますが、これは確かに1個の単価が幾らでというのは当然あるわけなので、そこら辺の細かい数字を追加資料として用意いたします。業者のほうに言いまして、やはり皆さんがしっかりとこれ見てもらって、納得できるもの、確認できるものを追加資料として提出いたします。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 今3番議員が言うように、これ数字が随分切りがいいんですよね。だから、業者のほうがこれ2,900万円、これが50万円、数字の切り出して、一応値引き350万円となっておりますが、何が値引きされているのか分からない。やはりこういう契約の仕方、やり方、おかしいと思いますよ。

そういうところ、今回のことはもう済んだことでしょうけれども、これからは少しは見てやっぱり納得できるような数字の出し方をしてもらいたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この本来の契約そのものは有効であるという認識をいただきまして、本当にありがとうございます。あとは細かい部分につきまして、やはり1個1個の積み上げがこのような金額になってくるわけなので、その資料は先ほども言いましたように、しっかりと提出いたしたいと思います。

また、今後の契約につきましても、このようなことのないようにしっかりと管理していき

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） テレビ朝日との随意契約となっていますけれども、この会社を選んだ理由と、あとは物品内訳書を見ますといろいろなメーカーが作っているような感じに見受けられるんですけれども、他者から見積りを取ったとかというのはありますでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） まず、ご指摘のテレビ朝日との特命随意契約とさせていただいた経緯について、私のほうからご説明させていただきます。

今回の契約に当たりまして、まず、サステナブル事業として、現在よたね広場コンテナ施設内にLEDルームで上映する映像コンテンツの制作があります。この映像コンテンツの制作に当たっては、既に別の契約としてテレビ朝日さんとの契約を締結させていただいていると。今回、テレビ朝日さんが制作した映像コンテンツをこのLED機材で上映することから、映像、また機材、今回導入する機材ですね、映像と今回導入する機材との連携、連動を踏まえ、LED機材購入においてもテレビ朝日との特命随意契約とさせていただきました。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 先ほど企財課長が申し上げましたとおり、映像撮影と映像の投影においてテレビ朝日に深く関わってもらっているということで、実際の投映設備に関してもテレビ朝日との随意契約となっておりますので、村として、この各部品についての見積りをそれぞれは取ってはおりません。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） あと、前倒しで今年度購入となりましたけれども、もし来年度購入となった場合に幾らぐらいになる見込みなのかというのも出していますでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この物品購入の令和6年度契約、当初予定よりも前倒しということなのは、現在の物価高騰の影響がこうしたLEDモジュール等の機器類に関しまして、特に影響を受けやすいということで、今のうち、今後値上がりはほぼ確定的に、世界情勢的にも見えるということでの前倒しでの購入となっておりますので、特に令和7年度に購入した場合の見積り等というのは特に取ってはおりません。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） それと今年度購入をして、実際使うのは来年度になると思うんです

けれども、もしですが、使う段になって故障となった場合の補償というのは契約書に盛り込まれていますでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この物品内訳書のほうにも機材数量プラス下の段、真ん中の内訳のAのほうにも予備分として数台入れてあります。

また、故障に関しましても契約書のほうには盛り込む予定でおります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく故障時の対応のものなんですけれども、これは故障時だけではなくて、通常のアフターサービスというケア、そういったものも契約時に入っているんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回の契約に関しましては、あくまでも物品・機材購入となっております。令和7年度におきましては、今度これの実際のコンテナハウス内への装填、設置等もまた新たな契約という形で考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この機材を3,773万円で購入する、かなりの高額だと思います。これある程度ブランド品だとか、特注のものだったりとかする場合に、メーカーのほうでは例えば永久保証だったりとかというものもあると思うんですけれども、どのようなサービスが契約の中に盛り込まれているのか、もしくはこれから契約していくのかというところ、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この物品購入、先ほど申しましたように、機器の所有ではなくて予備分も含めての購入で、実際に配置した中での映らないものに関しましては予備で交換しながらやっていきますので、メンテナンスに関しましても、今後、施設全体も含めた上でのメンテナンス契約等も考えて検討していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） では、この契約の中にはメンテナンス契約は入っていないく、また別で契約をするということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回はあくまでも物品購入としての契約で、令和7年度以降

にしまして新たにLEDルームの構築というものが出てきますので、それ以降での契約の中にメンテナンス条項等も取り入れていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません、もう一度ちょっと同じような質問になるかと思うんですけども、機材に対しての故障に対しては予備を使用する。その故障に対しての補償というか、向こうからの、メーカーからはないという認識でいいんでしょうか。今、機材の購入ですよ。その機材が壊れた場合には、先ほど課長の説明だと、予備のものがあるのでそれを使用するという話だと思うんですけども、この壊れていることに関しての補償というか、そういったものはメーカーからはないんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） ここで暫時休憩とします。

（午後 2時10分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） すみません。先ほどの私の説明の中で、ちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。

この物品内訳書内にある予備分につきまして、先ほど上の256台の中で壊れたものとこれを取り替えるという話をしましたけれども、この予備分はあくまでも設置稼働後に、パネル1枚分と個別に破損した場合に取替え可能なようなための予備ということですので、納品前に壊れたものと取り替えるために多めに買っているという私の先ほどの説明はちょっと訂正させていただきます。

それから、購入前、設置前に不良品等あった場合には、誰の責任で取り替えるのかということにしましては、これは物品契約の約款の中に、検査の段階で不良品等が見つかった場合は、乙の責任をもって正規品と交換するという約款が明記されておりますので、不良品等の交換にしましては契約相手先であるテレビ朝日において交換を行ってもらおう予定でおります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 不良品の交換は当たり前の話です。どのメーカーで何を契約しようが、不良品のお金を取ることはできません。聞いているのは、どのくらい物品が保証できるのか。最低でも1年とか、そういう契約条項はないんですかということ。

○議長（石田隆美智君） 答えられますか。

産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） この不良品等の交換につきましては、その過失が分かった日から1年間に関しまして有効であるというのが約款のほうにも計上してありますし、民法上でも規定してありますので、その知った日から1年後までが保証期間として契約約款のほうに記載してあります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） ということは、1年間の保証はあるというふうな解釈でいいんですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） おっしゃるとおりの認識でよろしいと思います。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 今のところですけれども、購入日、契約日から1年間ということになると、例えば来年の4月に設置をした場合は残り4か月ぐらいしかないということですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） もう一度説明させていただきます。

物品購入後の不良品等の瑕疵が、こちらが把握できた日から1年間ということですので、契約日から1年間というわけではございません。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） そうすると、例えば5年後に壊れた場合はそこから1年後ということですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） そちらは運用上での故障となりますので、購入時、実際に設置した段階で通常どおりに機能していれば、そこから例えば数週間とか数か月内で故障、通常でこちらに過失がない段階での故障、不良品による故障の場合には1年間ということですので、例えば1年以上たって通常営業していた中で壊れた場合には、またそれは別の問題かなとは考えております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） そうすると、設置をして、検査してもう大丈夫ですとなったときから1年間ということですか。

（「議長、暫時休憩」の声あり）

○議長（石田隆美智君） ここで暫時休憩します。

（午後 2時25分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回のLEDコンテンツ物品・機材購入はあくまでも物品購入として、令和7年度以降はこれを使いましてLEDルームの構築というのが別契約で予定しております。

物品購入に関しまして、不良品あるいは過失等での交換につきましては、契約書以外にも覚書等で明確な責任の所在等を今後確定させていきたいと思っております。設置以後、購入後の設置に関しては新たにLEDの構築契約、ルームの構築契約の中で補償等に関しまして明記していきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、議案第42号については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで3時まで休憩とします。

（午後 2時37分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 3時00分）

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第10、議案第43号 「令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

企画財政課長、高橋君。

（企画財政課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 歳出の17ページ、情報通信費の委託料で伺います。

庁内ネットワーク機器更新委託料1千万円、それからLGWANネットワーク機器委託料、これが1,600万円、同じ金額で庁内ネットワーク機器及びLGWANネットワーク機器更改委託料ということで、これ振り替えたということよろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） おっしゃるとおりでございます。

インターネット側のネットワーク機器の更改委託料とLGWAN側のネットワーク機器更改委託料を一本化したものによるものです。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 一本化したということですが、この庁内ネットワーク機器及びLGWANネットワークを一本化したということで、この事業によって、どういう効果、メリットがあるのか。また、もう一点、その下の多摩・島しょ行政のデジタル化推進事業、この内容の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 情報通信課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） どういうメリットかというご質問ですが、もともと現在ネットワークが2つありまして、LGWAN側、それからインターネット側、これは平成28年度に総務省からの通達によってネットワークを分離したものによるものなんですけれども、そのうち各課に置いてあるスイッチングハブを出先機関も含めて全て交換するというものですので、新たにということではなくて、機器の交換、更改というふう

にお考えいただければと思います。

それから、多摩・島しょの行政デジタル化推進事業の委託料についてですけれども、これは、少し長くなるんですけれども、ファイルサーバーがございまして、ファイルサーバーの中に、例えば「議案」というファイル名を検索をかけたとします。そうすると、検索ボックスの中に「議案」というふうに入れて検索ボタンを押すんですが、今現在はウィンドウズの標準機能であるファイル名での検索しかできません。

まずこれを、全文ファイル検索システムというのを導入することによって、庁内のファイルデータ容量というのは5テラほどあるんですけれども、今の標準のウィンドウズの検索機能でこれを同じことをした場合に、数十分から1時間超え、検索を全体にかけた場合なんですけれども、この全文検索システムを導入した場合というのは、全てのデータのファイル名、それから中に書かれている文言、文章も全てインデックス化することによって、キーワード化することによって、データをまず解析をかけて持ちます。その持ったデータに対しての検索をかけるので、数秒で検索が完了するというものになりまして、これを導入することにより、例えばいろんなものを、過去のデータを見つけたりとかという作業にかかる時間が大幅に短縮できる。それによって業務の効率化が図られるというものになっております。

また、この事業では、文書管理システムの導入も考えておりまして、現在決裁文書というのは紙で決裁を回して行って保管していますけれども、これには保管場所が必要となります。保管し切れなくなった文書を、例えば蛇沢の倉庫であったり、旧農協の倉庫であったりして、分散して保管していますが、文書を電子化することにより場所というのが不要になってくる。それから、それによって業務時間も大幅な削減になると考えております。

昨年導入した電子決裁システムによって、今休暇届け、超過勤務申請、勤怠管理を現在行っていますけれども、さらに文書管理システムのほうも電子化に向けて、今回の事業でやりたいというふうに考えております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） きめ細かい説明、ありがとうございます。

これを導入することによって、データの検索とか、文書の電子化ですか、いずれにしても業務の効率化が大幅に短縮して図れるということが分かりましたので、いいことではないですかね。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 25ページの社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、成年後見制度利

用支援事業。それとその下の扶助費で（障）日中一時支援事業扶助費。これ当初ではなくて、新規の事業かなと思うんですけども、額は小さいんですけども、この事業についての説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） まず、1つ目の成年後見制度利用支援事業補助金ですが、成年後見人等を必要とする方が、ご自身の周りにご家族やご身内がいらっしゃらない場合で、かつ成年後見人制度を利用することが難しい方に対して、本人に代わり裁判所へ村のほうが申請する費用や成年後見人への報酬費等を助成するものとなります。今回、新規に計上させていただくものとなります。

2つ目のご質問の日中一時支援事業ですが、村民からの要望がございまして、障害者等の日中における活動の場を確保する支援事業となります。また、障害者等を日常的に介護している家族に対しても間接的にご家族の就労支援につながったり、一時的な休息を提供するものとなります。一応、月の利用が、1回の利用を半日といたしまして、月8回までの利用を見込んでおります。1回の利用の料金が上限額4,500円、これの2分の1を助成するというような内容になっております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） この成年後見制度利用支援事業については、家族の方が裁判所に申請して、それで裁判所で決められた方が後見人になるんですけども、家族でない方も、本人がお願いできるかどうかは分からないとしても、それは家族の方でなくてもできるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） 基本にご家族がいらっしゃる方はご家族の中から後見人を裁判所のほうから選任していただくということになりますが、県では、あくまでもご自身の周りにご身内ですとか、ご家族の方がいらっしゃらないという場合に対してのものになります。その場合は、裁判所のほうから弁護士、もしくは司法書士に対して選任をするという形になっておりますので、ご家族がいらっしゃる場合を除いてになります。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） この19万6千円というのは、例えば直接裁判所に行って申請するとい

うことだと思いうんですけれども、そのかかる費用のことなんでしょうか、19万6千円って。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） ここに書かれております計上させていただきました19万6千円につきましては、裁判所のほうから選任されました弁護士さん、もしくは行政書士さんのほうに、毎月の報酬というのが発生するんですけれども、それを計上したものになっております。基本的に月の上限額が2万8千円というふうになっておりますので、今年の9月から3月までの7か月間掛ける2万8千円で19万6千円の新規計上というふうになってございます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） すみません、これで最後にします。

対象者というか、その方はいるということの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） 現在のところ対象の方1名いらっしゃいます。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 36、37ページ、農林水産費のほうですが、農業振興費、明日葉等育苗施設設計委託料525万円新規ということでしたが、こちらの説明のほうをお願いします。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらの設計委託料は、令和7年度に予定しておりますサステナブル事業の中の一つ、農業振興における明日葉等の育苗施設の設計委託となっております。これは、現在神津島の農業としてレザーファンに次いで明日葉栽培が主要産業となっておりますが、この明日葉が島内で種苗・育苗の栽培をやってはいるんですけれども、なかなかうまくいっていない。そこで、新たに村の施設としてこの施設を造りまして、いわゆる労力の省力化も兼ねたスマート農業としての育苗施設、苗の供給を安定化させて、明日葉生産自体も安定、あるいは増産体制ができるようにしよう、そうしたための施設の設計費となっております。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 近年の温暖化で、かなり種も取れなかったりとか、そういうことを聞いたんですけれども、その辺も解消していくような形で計画しているということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 明日葉の育苗・種苗においては、高温が一番の大敵となって

おりますので、温度調整におきましても、自動で温度を感知して散水等をして、気化熱で下げる。ハウス内の温度を下げるだとか、あるいは土壌の乾燥を見た上で自動かん水をする等の設備も導入しようと考えておりますので、設計として、そうした機能も含めた設計となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じところなのですが、設計、これは先ほど課長の説明で、村の施設で新しく造るということなんでしょうか。既存の場所で使えるというところは考えていないんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 現在計画していますのは、新規にこの施設を造る予定であります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 新たにまた村の施設として造るとなると、そのまた管理等も発生してくると思うんですけども、そこら辺も考慮されて造られていく予定ということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 施設自体は村が設置しますが、管理運営につきましては、農協あるいは実際明日葉生産者のいわゆる明日葉部会のほうにお願いする予定であります。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 31ページ、衛生費の予防費、委託料、新型コロナワクチンの接種委託料は今回113万9千円の減額となっております。これは、コロナが自己負担になることになったことによる減額だと思うんですが、そういうことでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） おっしゃるとおりです。ここの委託料につきましては、歳入11ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金、こちらのほうの補助金が充当されておりましたが、新型コロナウイルスが5類に移行したということで、補助金自体がなくなりましたので、これを減額しております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） そうしますと、今後コロナ患者が発生した場合に、費用は自己負担になると思うんですが、その場合1人当たりの負担額というか、費用はどのぐらいかかるんで

しょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、コロナに罹患した場合の治療薬というか薬なんですけれども、それについては1回当たり3万数千円となるというふうに聞いております。

また、予防のワクチンにつきましては、現段階で、これは国の予想と大体一致するんですけれども、1本当たり1万4千円のワクチンとなります。65歳以上の方につきましては、確定値の1万4千円ではないんですけれども、目安が1万4千円。ここから8,300円補助金が出ますので、残りの額が個人負担ということになります。また、それ以外の一般の方につきましては、1本当たり1万4千円全額自己負担という形になります。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 分かりました。

それから、ちなみに現在本村においてコロナ患者というのは何名ぐらいおられるんですか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） 現在治療中の方がいるかどうかちょっと把握はしていないんですが、これまでの発生件数といたしましては、4月が4名、5月がゼロ、6月が3名、7月が20名、8月が17名、4月から8月までの累計として44名の方が陽性と判定されております。ただ、これは診療所に受診された方だけですので、コロナに罹患されても診療所に来ないという方も当然いますので、実際はもうちょっと多くなるかなというふうには考えております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 分かりました。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じページの31ページなんですけど、インセンティブを用いた健康づくり、これ事業の中止とありますが、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） これにつきまして、事業自体は非常に住民の方からも好評をいただいていた事業なんですけれども、結論から申しますと、マンパワーの不足ということで、ちょっと今の保健センターの体制事業、今年度も継続するということが困難という状態になりましたので、今年度の事業については中止という判断をさせていただきました。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） インセンティブを用いた、昨年度も行っているわけですが、それを同じ形でもマンパワーが足りない、できないということでしょうか。それとも、何かインセンティブに対しての新しいものが構築できないとか。普通に考えたら、昨年度と同じようなシステムで行えばいいのかなという単純な考えになるんですけども、そこをやる人材もないということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 保健医療課長、鈴木君。

○保健医療課長（鈴木龍也君） まず、新しい形というふうには、当初は継続して昨年度のようなウォーキングというふうに考えておりましたが、これを実施するに当たって、ウォーキングする期間一月になりますけれども、これの準備から終了して、補助金申請を完了して実績が上がるまでの労力という面を考えて、今の人員ではちょっと厳しいという判断に至ったということでもあります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 41ページの商工費の中の工事請負費でお伺いします。

工事請負費180万円、ロッカー入替工事30万円とありますが、何台を入れ替えたのか、まず教えてください。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 温泉のロッカーの入替工事におきまして、男子のロッカーが計100、女子のロッカーが計69、脱衣場のロッカー全てを取り替える予定であります。今回、補正で30万円追加させていただきましたのは、当初計上時に会場運搬費等の計上漏れと、あと物価高騰分が加味されての30万円の追加となっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 予算でそういうことが抜けていては駄目ですね。

それはそれとして、レストランの換気扇交換工事150万円とありますが、換気扇にしては高いなという印象なんですけど、これ空調の間違いではないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらはレストランの換気扇となっております。レストランの換気扇自体は、いわゆる業務用の換気扇となっております、もともとがダクト等も大きい造りのもとなっております。設置当初からの換気扇なんですけれども、油の使用等でファンのほうが固まってしまって開かない状態で排気ができないということで、内部の換気扇自体を取り替えるということで、この金額となっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 温泉施設のレストランの空調が効かないと言っていた原因は、要は換気扇がよく回らないで冷房が効いていなかったと、厨房のほうが、そういう解釈ですか。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） そのとおりであります。換気扇のほうは、煙以外にもいわゆる熱の排出もしておりましたので、これがほとんど機能していないということで、レストランの厨房部分のほうが高温度化してしまいました。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） この厨房のほうのレストランの関係者が、大分前から、もう空調が効かない、暑くてしょうがないということを担当者にも伝えていたらしいんですが、遅いと。やってくれるのが遅いという意見を聞いたので、今一応、何月にできたんですかこれは。何月に完成したんですか、この空調の、換気扇の工事は。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 換気扇工事は、今から9月補正で予算確定した後に、工事の準備等はしてはおりますが、契約はこの補正が可決された後の契約となっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 一事が万事とは言いませんが、この暑い夏に厨房で火を使って、暑くてしょうがない。これ当たり前ですよ。だから何でもっと早くできないのか。その辺のところをもっと酌み上げてあげられないのか。そういうことを聞きたいと思います。今この現状ですから、予算が通らなければできないということですがけれども、毎日休みなしで働いている厨房の方たちの思いを考えると、ちょっと冷たいなど、行政が、対応が遅いと言わざるを得ません。そういうことを反省してもらいたいですね。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 初動が遅いというご意見、十分承知しておりますが、こちらとしましても予算がないことには事業着手できないということもありますし、業者のほうに問い合わせたところ、換気扇の調達におきましても、通常一般的な換気扇とは違いますので、受注から数か月を要するというので、実際要望があってから、当初は換気扇ということで、なかなか煙が出ていかない。それも、いわゆる風向き等の影響もあって、出ていくときもあれば出ていかないときもあるということで承知していたんですけれども、この夏の高温期に排熱のほうもうまくいかないということで高温になってしまった。工事のほうは、9月以降

でないとも届かないということで9月補正をさせていただきましたけれども、その間の高温対策として、微力ではありますが温泉のほうの予算を使いまして、体温を下げるような物品等の購入等を実施して、なるべく暑さ対策ができるような体制は取ったつもりでおります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 25ページの老人福祉費、負担金補助及び交付金、老人デイサービスセンター事業の補助金、今回1,662万円の追加がされているんですけども、ここは当初では3,700万円計上されていて、今回かなりの大きな額、それも4か月程度しかまだたっていないんですけども、この要因について説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） 老人デイサービスセンター事業補助金の追加の1,166万2千円になりますが、利用者の逝去に伴ったり、特養へのサービス利用変更による利用者の減少に加えて、新型コロナウイルス感染対策等によりまして営業を停止していた影響を受けて、令和5年度の事業収入が当初計上していたよりも大きく落ち込んだ、このことを受けまして、今回令和5年度分の経費につきまして、追加補正、追加にて計上させていただくものとなります。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 39ページ、水産業振興費のところの負担金補助及び交付金、荷さばき施設耐震診断調査設計補助金344万5千円、こちらのほうの補助率等、どのような内容かの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） こちらの補助金は、漁協が計画しております荷さばき施設、いわゆる前浜市場の建設計画として、令和8年度施工で前年令和7年度に設計なんですけれども、設計をする際に、まず市場そのものの耐震調査が必要だということで、令和6年度補正させていただきました。

この調査、市場の耐震調査をした上で令和7年度に設計を組みます。その調査の事業費、税抜で689万円となっております。この2分の1を村が補助するという形となっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この耐震の調査というのは、市場の鉄骨だとか鉄筋、どこら辺までを調査する予定なんですか。かなりの老朽化がしているというところと、ひとつ市場を移転するというお話もあったと思うんですけども、この耐震をすることによって、村として

はどのようなお考えがあるのでしょうか。説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 今回の設計業務におきましては、いわゆる鉄骨部材等の調査、それから天井材、壁材等の調査、市場全体の部材の調査が含まれております。

市場の移転につきましては、大きな計画としましては、前浜の港の静穏化が働いた際に、現在の東電前に市場、施設自体を移転するという計画が都も含めてあったと思いますが、その静穏化がまだ完全ではないということで、現状の市場をまだ数年を使う必要がある。そのための耐震強化のための、工事のための設計のさらに調査設計ということになっております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 市場の、そうしたら鉄筋と壁という話なんですけれども、市場の2階の部分の事務所棟のほうは、特に問題ないということではよろしいのでしょうかというところと、また市場の下の部分というんですか、コンクリート部分、あそこら辺もかなり老朽化していると思うんですけれども、この耐震に、またそこも併せてできるものなのか、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 産業観光課長、渡辺君。

○産業観光課長（渡辺匡哉君） 事務所のほうに関しましては、今回の設計の範囲には入っていませんが、市場に関しましては、先ほど申しましたように柱の土台部分を含めての調査となっておりますので、その上で耐震強度を得るための設計のための調査となっておりますので、今回の調査を基に、来年度どういうふうにして強度を保って、なおかつ市場の機能も損なわないような補強ができるかというための設計は、来年度に実施予定となっております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 47ページ、住宅管理費の委託料、宮原住宅3号棟のシロアリ防除委託料、額が38万2千円で小さいんですけれども、これは3号棟の場所はどこなんです。床下とか、普通の居住のところなのか。その辺分かりましたらお願い。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） これは3号棟の玄関の床下になります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） ほかの住宅にはシロアリは見当たらなかったのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 今年に関しては見当たりませんでした。

なお、住宅に関しては、5年に1回、シロアリの検査等を行っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じ47ページのところの鉄砲場住宅子育て世帯向け改修工事設計業務委託料1千万円。その下の工事請負費の鉄砲場第4住宅子育て世帯向け改修工事3,500万円。こちらは先ほど2世帯というお話だったんですけども、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） これは、鉄砲場住宅第3、第2、第4住宅の内部の改装工事を行うための委託になります。第2から第4住宅につきましては、建築から30年から36年が経過して内装の経年劣化が激しく、年度途中ではありますが、東京都より補助金の割当てが受けられることになり、急遽内部改修工事とその委託を行うことになりました。

子育て世代の方が入居しても安心して生活できるように、床面のバリアフリー化、滑りにくいフローリング及びユニットバスの設置、また階段の手すりの設置とか、キッチンの改修、またはサッシ、内部の扉の改修のリノベーション等を行っていきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） これは、子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業で行うかと思うんですけども、これの中の区分だと、自分調べたところ、結構ほかの自治体では公園とか集まり、そういう居場所をつくったりとかもしているんですけども、この区分、神津島では少子化対策として行うという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 区分としては、公営住宅にスポットを置きまして、子育て世代も安心して生活できるような住宅づくりというのをテーマにして公営住宅の改修を行っていきます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） なかなかこの世帯住宅の改修工事なのでできるかどうか分からないんですが、周りの公園だったり、広場だったりとか、そのような計画、子育てに適した環境整備というところはいかがでしょうか。

（「暫時休憩もらっていいですか」の声あり）

○議長（石田隆美智君） ここで暫時休憩します。

（午後 3時53分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

（午後 3時54分）

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 今回、神津島では公営住宅にスポットを当てて、子供の生活しやすい住宅づくりということで公営住宅の改修を行うことになりました。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 質問しにくいんですけども、17ページの一般管理費の共済費、退職者特別負担金として予算が計上してあるわけですが、これは何名分の予算になるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 令和6年3月31日付の対象者1名分ということになります。

（「何名分」の声あり）

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 1名分。

（「何名分。答えた」「1名分」「聞こえなかった。聞こえていないみたいだ」の声あり）

○総務課長（情報通信課長兼務）（鈴木 敦君） 令和6年3月31日付の1名分となります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 61ページの体育施設費、プール壁改修工事としてあるんですけども、外なのか、それともプールの中の壁なのか。どういう改修工事を行うのか、説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 教育課長、佐野君。

○教育課長（佐野弘明君） こちらの工事につきましては、プール施設内の壁、ちょうどポンプ室の横の壁、道路側のポンプ室の壁になります。ポンプ室側の壁に土砂の流入によってその壁の傾きがございました。学校施設の安全性を担保するために改修を予定しているものですが、当初予算では概算で予算計上しておりましたが、精査し積算した結果、今回追加補正をお願いするものです。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第43号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで4時20分まで休憩とします。

(午後 3時57分)

○議長(石田隆美智君) 休憩を解きまして再開いたします。

(午後 4時20分)

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長(石田隆美智君) 続きまして、日程第11、議案第44号 「令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を事業勘定歳入歳出全款、直診勘定歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、高橋君。

(福祉課長・説明)

○議長(石田隆美智君) 保健医療課長、鈴木君。

(保健医療課長・説明)

○議長(石田隆美智君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

2番、清水君。

○2番(清水勝彦君) 11ページで特別交付金のところでお伺いします。

マイナンバーカードと保険証が今度一体になるという話がありますが、国のほうもいろいろと方針転換しているようですが、本村では、いつ現行の保険証が廃止されて、マイナンバーカードがなければ受診できないというふうになっているのでしょうか。

○議長(石田隆美智君) 福祉課長、高橋君。

○福祉課長(保育園園長兼務)(高橋基樹君) このマイナンバーカードの保険証の開始が令

和6年12月2日からマイナ保険証という形で開始されます。その後、暫定期間といたしまして、皆さん今お持ちの保険証、これが1年間、令和7年12月1日まで暫定期間としてご使用いただけるという形になっております。

国民健康保険に関して申し上げますと、令和5年度の10月1日に一斉更新がされまして2年間の有効期間ということでございましたので、暫定期間、来年の12月1日までの途中の段階でお持ちの健康保険証の有効期限が来られる方は、そこまでしか使えないというようなルールになっておりますので、国民健康保険の保険証に関しましては、令和7年9月30日で使用ができなくなるという形になっております。

ただいま補正、追加させていただきましたが、可決されましたら開始をかけるんですけども、まず国民健康保険証をお持ちの被保険者に対しまして、マイナンバーカードの下4桁を通知するような形で、全被保険者全ての加入者に対して、今年の10月頃を目安に郵送にて通知をさせていただく予定でございます。その後、マイナンバーカードと被保険者証がひもづいていない方というのはこちらのほうで把握できますので、ひもづいていない方に関しましては、随時資格確認書というもので保険証の代わりになるものを郵送いたします。これがあれば、暫定期間が終わっても、それから神津の国民健康保険証の有効期限、令和7年9月30日を過ぎても、この資格確認書というものを診療所に提示していただければ受診は可能となっております。

基本的に令和7年9月30日に国民健康保険の一斉更新というふうになりますので、この段階でマイナンバーカードと被保険者証がひもづいていない方につきまして、漏れなくこの資格確認書というものを送りいたしますので、皆様ひもづいていなくても問題なく病院に受診できるという形になっております。

以上です。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） よく分かりました。

今の現状、このマイナンバーカード、どのくらいの率で村民が取得しているのか、分かりましたら、分からなければ後でも結構です。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） ただいま神津島村でマイナンバーの発行の枚数ですが、1,406枚となっております。今の人口が8月1日時点ですが、1,740人となっておりますので、発行率、交付率といたしましては80.8%ということになっておるのですが、そ

もそも神津で発行した枚数を1,406というふうに勘定してございますので、転出とか転勤で移動された方の枚数も入っておるといふ数字ということと、それから、よその自治体で交付された方が転入されたという場合には、この1,406人の中には入ってございませんので、大まかな目安という形で数字を見ていただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません、ちょっと関連になるかと思うんですけども、先ほど課長の説明の資格確認書というもので受診できるという話で、この資格確認書というのは、期限等が設けられているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 福祉課長、高橋君。

○福祉課長（保育園園長兼務）（高橋基樹君） 基本的に資格確認書にしても、被保険者証のマイナンバーカードとひもづいているものに関しましても、有効期限が2年間というふうになってございますので、2年間資格確認書でご利用いただける。2年過ぎましたら、また更新のタイミングでございまして、また改めて新しい資格確認書を郵送するという形になっております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第11、議案第44号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第12、議案第45号 「令和6年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、高橋君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第12、議案第45号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎延会の宣告

○議長(石田隆美智君) ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日9時半から再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とします。

(午後 4時45分)

令和6年9月5日

(第 2 号)

令和6年第3回神津島村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和6年9月5日（木曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第46号 令和6年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 2 議案第47号 令和6年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
第 3 議案第48号 令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
第 4 認定第 2号 令和5年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定
第 5 認定第 3号 令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
第 6 認定第 4号 令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
第 7 認定第 5号 令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
第 8 認定第 6号 令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
第 9 認定第 7号 令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
第10 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告
第11 発議第 2号 神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例

出席議員（8名）

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長 (環境衛生課長兼務)	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総務課長 (情報通信課長兼務)	鈴木 敦 君

企画財政課長	高橋寛規君	福祉課長 (保育園長兼務)	高橋基樹君
保健医療課長	鈴木龍也君	建設課長	浜川浩一君
産業観光課長	渡辺匡哉君	教育課長	佐野弘明君
空港消防所長	清水豊君	企画財政課 課長補佐	清水国光君
代表監査委員	土谷良顕君		

事務局職員出席者

議会議務局長	土谷文康君
--------	-------

傍聴人（1名）

丸山幸雄君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

延会を解きまして再開いたします。

会議に入る前に報告します。

本日、代表監査委員である土谷良頭君が出席しております。よろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎企画財政課長発言

○議長（石田隆美智君） ここで、企画財政課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 企画財政課から1点ご報告をさせていただきます。

本年度予定しております神津島村道路路面改修工事、村道の14号線につきましては、契約金額が5千万円を超える議決案件となっております。

本工事につきましては、今月入札を予定しておりまして、今会期中に追加議案としてご審議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、議案第46号 「令和6年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を、歳入歳出全款にわたり求めます。

福祉課長、高橋君。

（福祉課長・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第1、議案第46号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、議案第47号 「令和6年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副村長、桜井君。

（副村長（環境衛生課長兼務）・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 7ページの給与費明細書なんですけれども、職員数、一般職1人という部分なんですけど、3月議会の中で、この部分、2人に訂正をしているんですが、今回また1人となっているところ、変更になったのか、訂正忘れなのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 申し訳ありません。ここは2名ですので、訂正忘れということで、2名でございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 3ページのところの補正予算、総係費の手当のところ59万円の追加、先ほど説明で、水道事故というお話があったんですけれども、こちらのほうは何か工事中の事故なのか、それとも管自体の老朽化によつての事故なのか、こちらの説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 主には、管の老朽化に伴う事故が主な要因となっております。

それと含めて、公会計に移行したことにより、会計がかなり細かくなっておりまして、そちらの業務量も増えているための増額となっております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 3ページで、営業費用の中で総係費とありますが、係の字はこれよろしいのでしょうか。総係費になっていますが。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） これで間違いありません。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 単純で申し訳ないんですけども、なぜこの字があてがわれているのでしょうか。普通の経費とか諸経費とかの字とは違う総係費になっているのでしょうか。その意味が分からない。係にいろんな係があって、その中の経費まとめたものが総係費という意味ですか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） ちょっと明確には言えないんですけども、総務に係るということで、総係という意味ではないかと。もし必要であればちょっと、この言葉の総係費を調べますけれども。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 分かりました。後で。お互い勉強しなければ。

1ページのもう本当、自分の勉強不足ですけども、第1款第2項営業外費用56万4千円とありますが、営業外費用という、係の内訳というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） この営業外費用ですが、これは、営業使用料、そういうものが営業費用になるんですけども、それ以外、利息とか、この場合は償還金の利子になりますけれども、営業以外の費用ということで、営業外費用で計上をしております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第47号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、議案第48号 「令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副村長、桜井君。

（副村長（環境衛生課長兼務）・説明）

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 5ページの建設改良費、25節工事請負費で、農業集落排水用宅内マス設置工事追加ということで、先ほど3か所ということ伺いました。場所は大体どこら辺なんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 場所ですが、鉄砲場のほうで2件、9区のほうで1件を予定しております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 村内の一般の家屋用ということで理解してよろしいんですね。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） そのとおりです。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） あともう一点伺います。

工事請負費で、農業集落排水用制御盤機器更新工事追加で、機械及び装置のほうで減額になっております。これは機械装置から工事請負費のほうに組替えだと思うんですけども、もう一回、組み替えた理由、内容ですか、説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 当初の予定では、制御盤等の機器を購入して、

令和7年度に設置を考えていたんですが、東京都からの要請もあり、設置と取付けを一緒にやったほうがいいのではないかと指導もありまして、それで機器の購入を設置を含めた工事請負費に切替えといたしました。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 設置場所が非常に海辺に近くて、塩害等が発生すると思います。電気設備等の相当メンテナンスで苦勞されているとは思いますが、どこら辺が制御盤でも機器が損傷したとか、あるいは塩害で傷んでもう使えなくなるとか、設置から何年ほどたっているのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 機器につきましては塩害や経年劣化によるものですが、設置されてから、平成15年からですから21年が経過しております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 理解しました。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 今のところで、工事請負費で農業集落排水処理外壁工事、補修工事の追加で、先ほど課長の説明ですと、剥がれた箇所のみというふうな答弁があったんですが、建設から21年経過しているということで、通常の建物よりは海の近くですから、経年劣化が激しいわけですね。その一部、剥がれたところだけでいいのか、それとも全体を計画するとかということは考えなかったのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 先ほど議員さんが言われましたとおり、建設されてから21年、まだコンクリートの建物としてはそれほどたっているというわけではないですが、西側の外壁と北側の外壁が、やはりどうしても西風等の影響、塩害等の影響によりまして劣化が著しく、その一部分の鉄筋の爆裂が一部見られ、そこからコンクリートが剥落するような事案等がありましたので、取りあえず目視で危険箇所を確認いたしましたところ、今回、緊急的に応急工事を行うものでございます。今後については、ほかのほうも劣化状況を確認して、必要があれば随時補修をしていきたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 大事な施設なので、その辺をきちんとして調査して、改修なり、計画するような形で、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく、排水処理場制御盤機器などの更新工事、これの工事中に住民に係る何か影響等はないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） この工事によって住民に負担がかからないように工事のほうは進めていきたいと。負担はかかりません。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第48号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎認定第2号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第4、認定第2号 「令和5年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定」を議題とします。

審議に入る前に、監査報告を土谷代表監査委員に求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君） それでは、監査委員を代表いたしまして、決算報告書を朗読したいと思います。

決算監査報告書。

われわれ2名の監査委員は、令和6年7月25日、村役場議員控室において、提出された令和5年度神津島村一般会計および特別会計決算書にもとづき、その記載の正確性、歳入歳出予算の執行状況、金銭管理の適応性等について監査した結果、その収支は適正なものと認める。

令和6年8月9日。

東京都神津島村監査委員、土谷良顕、関 真樹。

東京都神津島村長、前田 弘殿。

続きまして監査の報告をいたします。

令和5年度神津島村決算審査結果（報告）。

1、検査対象。

一般会計令和5年度。特別会計令和5年度。

2、検査期間。

令和5年4月1日から令和6年5月31日。

3、審査の概要。

提出された令和5年度一般会計及び特別会計（5会計）それぞれの決算書の計数の確認、歳入歳出決算書及び事項別明細書の収支科目、予算計上額の確認をした。また、予算書の予算科目、予算計上額の確認をした。

歳入歳出決算書の各会計の実質収支額は、各会計の預金残高及び金融機関の残高証明書と一致していることを確認し、また、各基金の保有額についても預金残高と一致していることを確認した。

会計別に事項別明細書により予算の執行状況を確認し、歳入については、村税・国保税・使用料等について確認した。

4、審査の結果。

審査に付された令和5年度の一般会計及び特別会計（5会計）それぞれの決算書等について、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書等は適正に作成され、内容について審査したところ計数は関係諸帳簿と符合し適正であると認めた。

以下の総括につきましては時間の関係で朗読を省略させていただきますので、皆様のお手元の報告書をご覧くださいと思います。

以上です。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

令和5年度の決算書は、事前に配付されておりますので、説明は省略します。

それでは、一般会計決算の歳入歳出全款にわたり質疑してください。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） 決算書、全会計別総括表の3ページです。

一般会計の実質収支額1億840万円ですね。この1億円で、いろいろな事業ができたと思うんですが、この金額について村の受け止めはどうお考えなのかお伺いします。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 実質収支、また不用額のご指摘ということで、全体的総括として発言をさせていただきます。特に今年度の不用額については1億1千万円ほど計上というか、実績として表れております。

不用額については極力発生させないよう予算管理をさせていただいております。

今年度の不用額については、今申し上げましたとおり、1億1,377万8千円、前年度も9,600万円と、ここ近年、不用額が増加している状況にはございます。

要因として、近年の予算総額が30億円を超える予算規模が大きいこと。また、特に民生費、介護給付費など、実績が最終補正に間に合わない事業において不用額が発生している状況にございます。

引き続き、多額の不用額を発生させないよう、適正な予算管理を徹底するとともに、限られた予算の中で、住民サービス、質の向上を図っていきたくと考えております。

○議長（石田隆美智君） 1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） では、今年度、6年度については不用額どれぐらいまで抑えようかという感じの目標はございますか。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 目標数値の不用額というところですが、今申し上げましたとおり、実績が最終補正を終わった後に判明する事業が多々ございますので、具体の数値目標というのは実際のところ、正直ちょっと設定ができない。

ただ一方で、繰り返しにはなりますが、限られた予算ですので、多額の不用額ですとか、また理由のつかない不用額については、予算管理の中で徹底して不用額を発生させないような財政運営を図ってまいりたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この件に関しましては、私のほうからも一言答弁いたしたいと思えます。

今、企画財政課長のほうからありましたように、どうしても不用額にせざるを得ない事業が、補正の中で、補正に間に合わないというものもあります。これはもうどうしようもないことでございまして、特に老人関係のほうの負担金とか補助金とか、そのようなものは毎回多額の不用額が出る、これはもうどうしようもないことでございます。

それとあと、例えばこの中にも、100万円の不用額というのが何件かあります。それらの

ものにつきましては、当然本来3月補正でできるものがあつたのではないかというふうに思われるものもありますので、今後はそこら辺を重点的に、不用額をとにかく極力出さないようなことで管理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 一般会計、歳入歳出決算書の13ページ、こちらの村税、村民税のところの個人の不納欠損が5万6,531円、こちらのほうの説明と、その下、固定資産税34万9,500円、こちらは沢尻ホテルだと思うんですが、そちらのほうの進捗状況の説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） 村税、村民税、個人、不納欠損額5万6千円の内容でございますが、こちらにつきましては、島外にいらっしゃる生活保護の方が時効を迎えたことにより、この1件分を不納欠損とさせていただきます。

また、固定資産税の34万9千円の不納欠損につきましては、沢尻ホテルの関係のみということでご指摘のとおりです。

また、ご質問にございました沢尻ホテルの今後の方向性というところですが、先般の補正予算の中で一部予算を措置させていただきました。

今後、清算人等を立てていくというところなんです、今現在も、ちょっと清算人を立てるに当たって、東京都と連携を図っている最中でございます。

その後、村は土地・建物の取得をし、そしてそれから取り壊し、跡地利用というところで、まずは清算人を立てるというところで、今、東京都と連携を図っているという状況でございます。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく一般会計歳入歳出決算書のところの101ページになります。

衛生費、清掃費のところの15節原材料費、こちらが不用額4万5千円。こちらのほうは、この原材料費のところは、ごみ置場などの修繕材料費だと思うんですが、こちらの不用額4万5千円は、ごみ置場等の修理が必要なかったので不用額となったということでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） この不用額なんですが、突発的な修繕等がい

つ出てくるか分からないので、不用額として残しておりました。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ちょっと関連にもなってくるかと思うんですけども、ごみ置場等というのもあるので、ほかのところでも活用できるのかなと考えるんですが、1点、そのアルミ缶村、こちらを先日3番議員さんと一緒に視察に行ったんですが、かなりひさし等の壊れとか、単管パイプの壊れている箇所とか、また多幸湾に行く途中にすごい空き缶の袋がたまっている状況等もあります。

働いている方たちの状況も、副村長、村長も多分知られていることかと思うんですけども、この原材料費の4万5千円ではなかなか無理かと思うんですけども、小規模でもちょっと手直しができるところがあるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） アルミ缶村の屋根等の修繕につきまして、私のほうもちょっと現場のほうを見させていただきまして、これについては、雨のときに作業もできないということですので、12月の補正で対応したいと考えております。

あと、アルミ缶の処理、できていないやつが周辺にたまっているということなんですが、これについてもシルバー人材センターのほうといろいろ話はしているんですが、なかなかシルバー人材センターのほうも人材がいなくて、分別と清掃のほうが進まないということで、分別できていないごみが入ってくる量より、分別、清掃できない量がどうしても増えてくるということで、周りにちょっとたまるような形になっています。

なるべくうちのほうも、うちのほうは、清掃さえするのはどんどん運び出しますので、その辺でちょっと、現在たまっているということになります。

今後、シルバーのほうと協議して、改善していければと考えております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、認定第2号については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定します。

ここで10時40分まで休憩といたします。

(午前10時20分)

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして再開いたします。

(午前10時40分)

◎副村長発言

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 先ほど2番議員さんのほうから質問のありました総係費についてご説明いたします。

大変申し訳ありません。これは「総けい費」ではなくて「総がかり費」ということです。

その内容としましては、簡易水道事業費用全般に係る経費を意味するというもので、こういう名称となっているということです。

◎認定第3号～認定第7号の上程、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

日程第5、認定第3号 「令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第9、認定第7号 「令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」までを一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第7号までを一括上程することに決定いたします。

特別会計についても決算書が事前に配付されておりますので、説明は省略いたします。

それでは、認定第3号から認定第7号までを歳入歳出全款にわたり質疑してください。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 簡易水道特別会計の9ページでお聞きします。

水道使用料で収入未済額、今年度328万3,190円の未済額が出ているんですが、徴収率で91.83%で、例年といいますと、ここ何年かコロナの関係で減免措置していて、調定額もかなり減った中で、未済額は出ていなかったんですけども、今回は、調定額は元に戻ったと

いうか、そういったことがあって、職員の徴収努力によってでも91%しかになっていないということなんですけれども、お聞きしたいんですけれども、振替納税について、毎年納税通知書が各家庭に配られる中で、封筒の中に振替納税のチラシというか、それが入って、見たこともあるんですけれども、現在、簡易水道では、その振替納税の件数、振替納税を奨励しても限界があるかと思うんですけれども、振替納税している件数が分かりましたらお願いしたいんですけれども。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） これは自動振替ということでよろしいですか。

この水道の件数なんですけれども、全部で878件、これは1名の方が2件とか持っている場合もありますので、878件になります。そのうちの603件が自動振替となっております。内訳でいいますと信用組合が515件、郵便局は63件、漁協が25件、率としましては全体の68.7%となっております。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 自動振替納税については、もう限界があるという見方を村のほうではしているのでしょうか。年1回のお知らせ程度の振替納税のお知らせ程度で、あと、年度途中とか、そういった計画は考えていないのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） 村としまして、もう限界とかという考えはございません。今後も、自動振替に組み替えていただくように努力はしていきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） この水道使用料の収入未済額、この328万3千円につきましては、これは令和5年度から公営企業会計になった関係で、公営企業会計の決算が3月31日打ち切りということになりますので、4月以降に入った使用料については令和6年度の収入という形になりますので、この三百数十万円につきましては、これは3月分の使用料が4月に入ったということで、未収繰越となっております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

3番、清水君。

○3番（清水 勉君） すみません、今の副村長の説明ですと、この額については、4月以降に公営企業の中に、この額は歳入されてくるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） おっしゃるとおりでございます。

令和6年の3月分は令和6年の4月分、令和6年分として計上されます。令和5年、初年度だけは、どうしても新しいので使用料は11か月分の収入となります。令和6年度になれば3月分が入っていますので、令和7年の3月分は8年度になりますけれども、1年度分としては計上されますので、このような大きな未済繰越はなくなると思われます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 農業集落排水特別会計の決算書のほうの下水道使用料の収入未済額のところの294万1,960円、こちらのほうもそちらの説明と同様でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） こちらの未済額も簡水同様、公営企業会計に移行したことによる未済額、これも3月分が4月に入ったことによる未済額となっております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 簡水のほうなんです、13ページ、財産管理費のところの12節委託料の3,058万円の不用額、こちらについての説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（環境衛生課長兼務）（桜井隆明君） この委託料の3,058万円の不用額なんです、これは、大沢配水池、第4配水池連結管整備工事設計業務委託、それと第1配水池計装整備改修工事設計業務委託、簡易水道特別会計公会計適用業務委託、これらの委託費の支払いが、同様に4月の支払いになったことによる不用額となっております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

認定第3号から認定第7号まで1件ずつ順にお諮りします。

日程第5、認定第3号 「令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第6、認定第4号 「令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第7、認定第5号 「令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第8、認定第6号 「令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第9、認定第7号 「令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定いたします。

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第10、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴う報告」として、同法第3条に基づく健全化判断比率並びに同法第2条に基づく資金不足比率について、土谷代表監査委員に報告を求めます。

代表監査委員、土谷君。

○代表監査委員（土谷良顕君） それでは、議長の指名によりまして、財政指標の審査結果につきましてご報告いたします。

地方公共団体の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、令和6年8月20日、

関監査委員とお手元に配付しております会議資料を基に、令和5年度決算における「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の5項目について、算定の基礎となる事項及び指標の審査を行いました。

その中で、本村の対象となる実質公債費比率は2.2%、将来負担比率はマイナス161.3%と、いずれも早期健全化基準以下であり、適正であることを確認いたしました。

また、その他の比率及び収支についても書類の審査を行い、各比率とも適正であることを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田隆美智君） ご苦労さまでした。

報告が終わりました。

引き続き、前田村長に報告を求めます。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、地方公共団体財政健全化に関する法律に伴う報告をさせていただきます。

平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに基づき、地方公共団体の長は、決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて健全化判断比率を議会に報告し、住民に公表することとなっております。

総務省は、地方自治体の財政破綻を認定する際の基準を示し、従来、破綻認定とされた財政指標だけでは実態を把握できないため、新たに健全化判断比率として4つの財政指標、これは「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」並びに公営企業会計、神津島村におきましては集排会計、簡水会計、この経営状態を判断するための資金不足比率に基づいて、各地方公共団体の財政状況を把握するよう規定されております。

指標が早期健全化基準を上回った自治体は速やかに健全化計画を策定する義務を負い、翌年度からその計画に基づいて歳出削減を進めなければならなくなり、財政再生基準を上回った自治体は財政が破綻に当たると認定され、地方債の発行が制限され、予算の変更を国が勧告できるようになるなど、国の管理下に置かれる色彩が強まります。

本村においても、報告義務に基づく健全化判断比率と資金不足比率並びにその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付した結果、監査報告のとおり、健全化判断比率内であることを報告いたします。

今後の推移といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、これまでどおり赤字決算になることは考えにくいですが、実質公債費比率、将来負担比率については、清掃センター施設整備補修工事事業の実施により、4か年合計3億3千万円の借入を予定していることから、今後は比率の上昇が予測されるところでございます。

さらに、地方交付税及び特別交付税につきましても、今まで以上に厳しい状況が予想されるため、神津島村としても、より一層の歳入財源の確保、経常経費の削減を実施するとともに、基金の積立て、確保を図らなければならないと考えております。

各種の基金残高ですが、財政調整基金残高は、令和5年度末で11億2,485万円となっております。令和4年度末残高から5,825万円積み増しとなっております。減債基金では5万円の積立てを行い、残高は2億7,908万円、公共施設整備基金では5万円の積立てを行い、残高は6億470万1千円。ふるさとづくり基金では498万2千円の取崩しを行い、残高は1億5,015万7千円となり、令和5年度末の基金残高は合計で、前年比5,341万8千円増の21億6,702万8千円となりました。

今後実施予定としている大規模な事業の計画的な実施に向け、引き続き安易な基金の取崩しはせず、確実な財政運営が求められるところであります。

なお、神津島村の令和5年度決算に基づく財政指標につきましては、会議資料としてご提出してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、報告を終わります。

◎発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第11、発議第2号 神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

この発議第2号については、提出議員が1番、小林正吾郎議員。賛成議員が2番、清水勝彦議員、3番、清水 勉議員、4番、鈴木佑典議員、5番、関 真樹議員、6番、中村親夫議員、7番、鈴木国忠議員となっております。

提出議員として、1番、小林正吾郎議員に提案理由の説明を求めます。

1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君） それでは、発議第2号 神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、議会常任委員会の委員数に関する部分において、誤った表記となって

いたため、今回修正するものとなります。また、議会運営委員会の委員数についても改正を加えるものとなっております。

常任委員会の委員数を8人から4人へ改め、議会運営委員会の委員数を5人から7人へ改めます。

また、議会運営委員会の委員の任期を4年へ改め、委員長、副委員長の任期を2年と定めますが、議員の任期の途中で改正となるため、令和9年5月の初議会後に完全移行するように、施行は段階的に行うものとします。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから討論を行うこととなりますが、議員全員が賛成議員になっていますので、討論なしと認めます。

ここでお諮りします。

日程第11、発議第2号について採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

日程第11、発議第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（石田隆美智君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで散会とし、明日9月6日から9月24日までの19日間を休会とし、9月25日、9時30分から再開したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時07分）

令和 6 年 9 月 2 5 日

(第 3 号)

令和6年第3回神津島村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和6年9月25日（水曜日）午前9時30分開議

追加日程

第 1 議案第49号 神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約

出席議員（8名）

1番	小林正吾郎君	2番	清水勝彦君
3番	清水勉君	4番	鈴木佑典君
5番	関真樹君	6番	中村親夫君
7番	鈴木国忠君	8番	石田隆美智君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	前田弘君	副村長 (環境衛生課長兼務)	桜井隆明君
教育長	清水一正君	総務課長 (情報通信課長兼務)	鈴木敦君
企画財政課長	高橋寛規君	福祉課長 (保育園長兼務)	高橋基樹君
保健医療課長	鈴木龍也君	建設課長	浜川浩一君
産業観光課長	渡辺匡哉君	教育課長	佐野弘明君
空港消防所長	清水豊君		

事務局職員出席者

事務局長 土谷文康君

傍聴人（1名）

丸山幸雄君

◎開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。休会を解きまして再開いたします。

（午前 9時30分）

◎日程の追加について

○議長（石田隆美智君） ここで、追加日程についてお諮りします。

本日、前田村長から議案第49号 神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約の1案件が提出されております。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） それでは、追加日程第1、議案第49号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第49号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和6年9月18日、指名競争入札による請負契約につきまして、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案書の別紙をご覧ください。

議案書別紙。

- 1、契約の目的、神津島村道路法面改修工事（村道14号線）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1億3,640万円。
- 4、契約の相手方、弁天丸建設株式会社。
- 5、工期、契約締結日の翌日から120日。

6、支出科目、一般会計、（款）土木費、（項）道路橋梁費、（目）道路新設改良費。

なお、工事の詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） それでは、議案第49号 「神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約」の工事概要についてご説明いたします。

施工箇所ですが、村道14号線、背負崎の待避所より温泉保養センター方面へ56.5メートルが施工範囲となります。

施工理由ですが、平成30年度に実施しました神津島村法面詳細点検及び長寿命化計画策定点検及び長寿命化計画策定委託により、塩害及び経年劣化で更新が必要と診断されました法面保護施設の更新工事の実施となります。

会議資料の1ページ目、計画平面図をご覧ください。

工事概要としましては、施工延長が56.5メートル、ポケット式落石防護網設置工3,300平米の張り替え工事となります。

会議資料の2ページ目は標準横断図となります。

今回更新工事をする網の直高ですが、平均で37メートル程度になります。

続きまして、3枚目のポケット式ロックネット展開図をご覧ください。

使用材料につきましては、塩害対策仕様として、変性飽和ポリエステル樹脂塗装を施します。この塗装により、既設施設の耐用年数16年に対して、新材料につきましては、耐用年数35年と約2倍程度延伸されます。塗装色につきましては昨年度と同様にダークブラウンを採用しております。その他の維持管理につきましては、5年に一度法定点検を実施し、その都度で経過観察を行います。なお、議案で工期120日とご説明させていただきました。契約のご承認がいただけた場合、本日が契約日となります。明日9月26日が着手日となりますので、工期の最終日は令和7年3月27日となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 議案については異議ありません。後学のために教えてほしいんですが、例えば吊ロープ、3ページ目ですね。3掛ける7、Gのこれは記号なんですか、このGのこ

の記号と、あと18で丸に縦の線がありますけれども、これの意味が分からないんですけれども教えてもらえますか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 横10@3メートルというのは、これは3メートルピッチで縦の網が入ってくるということです。10@5メートルにつきましては、これは5メートルピッチで10本入ってくるという説明になります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 丸に縦線が入っていますけれども、これはどういう意味なんですかという単純な質問なんですけれども。施工箇所のところの品名のところで仕様とありますよね。その仕様の中の3掛ける7掛けるG/Oと18、その丸に縦が入っているんですが、その意味は何でしょう。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 3掛ける7G/Oの18の、これはパイ（ π ）ですね。直径という意味です。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 同じく資料の3ページのところで、施工箇所が1と施工箇所2とあるんですけれども、これは工事を2か所同時で始めていくということなんですか、それとも別々に1か所が終わったら2か所をやっていくということなんですか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） これは、施工1、施工2については、ちょうど1枚の網が重なる部分となっておりますので、材料の数量の種別をするために1、2というような感じで図面上分けております。これは、施工する会社のほうが分かりやすくするような、図面としてこういう書き方をしているということです。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） この工事によって、住民への影響、通行止め等についてはどのようなものがありますか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 住民への影響ですが、この工事については、既設の転落防護網がもう危険ということで、更新を目的としております。通行止めについては、これは網を外しますので、網を外した状態では安全性が保てないため、住民の方にそこを通行させるわけに

はいかないということがありますので、その辺をご理解いただきたいなと思います。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 令和5年度の施工のときに記憶はないんですけども、この既設のネットについての処分なんですけれども、これは島外に搬出するということだったのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 既設のネットについては、島外搬出で処分します。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） この新しい変性飽和ポリエステル樹脂塗装、これは令和5年のときもこれを使っているんですよね。違いますか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 令和5年に引き続き、同材料を使用します。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 令和5年が初めてのこの網になっているのでしょうか。ほかにもまたやっているところがあるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 建設課長、浜川君。

○建設課長（浜川浩一君） 平成27年度に村道14号線の拡幅工事、これは背負崎で行っております。そのときに岩盤を削った関係で同材料を初めて施工しております。

そのほか、昨年度の神津島法面改修工事、村道86号線ですかね、そこについても同材料を使用しております。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第1、議案第49号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎行政報告に対する質疑

○議長（石田隆美智君）　ここで、行政報告に対する質問がございましたら質疑してください。
1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君）　6月5日の神新汽船なんですけれども、今回の値上げはやむを得ないとは思いますが、現在の経営状況はどのような感じなのか、お伺いします。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田 弘君）　すみません、現在の何でしょう。

（「経営状況です」の声あり）

○村長（前田 弘君）　これは、東京都の離島航路推進協議会というのがありまして、この中で東海汽船、そして神新、あとはそれ以外の例えば八丈貨物とか、そういうもの全部含めての協議会というのがありまして、それらの全部の航路を含めて黒字となっているのが東京大島航路だけです。それ以外は全部赤字航路となっています。貨物も含めてですね。それらの補填につきましてはほとんどが東京都と、あと国のほうと半々ということで補填がされておりました、全路線が容易でないと、こういう状況になっています。

○議長（石田隆美智君）　1番、小林君。

○1番（小林正吾郎君）　東海汽船ですと、例えばキャンペーンを打ったりですとか、ツアーを組んだりですとか、売上げを増やそうという努力をなされているのを見るんですけれども、神新汽船はそういうことをやっていない感じですよ。村も株主でもありますし、この辺の経営努力、例えば下田をはじめとした伊豆半島の自治体に村から協力を呼びかけるですとか、自治体なりの神新汽船への協力の仕方もあると思うんですけれども、神新汽船についてどのように村長はお考えでしょうか。

○議長（石田隆美智君）　村長、前田君。

○村長（前田 弘君）　確かにこの神新汽船につきましては、現在、もう貨物船状態になっていると言っても過言ではありません。ただ、貨物につきましても年々扱いが減ってきているという状況で毎回伺っております。ではそれをどういうふうに打開していこうかということで、神新汽船としては東海で使っている毛布、これらの提供を一手に請け負って、神新が扱っていると。あと、今後、島のいろいろな状況を見ながら、例えば新島とか式根島はクリーニング店がありません。その中でそういうものを、クリーニング店のないところのクリーニングを引き受けて、下田でやって、クリーニングをして、それを各島に返すと。今、実際こういうことも案として出ているということで、神新汽船としては、何とかこれを、赤字を少しでも解消していきたいと、少なくしたいと、赤字にならないようにということでは考えて

おるところでございますが、ただ、利便性という面から、どうしてもなかなか少しの波が立っても欠航してしまうというようなことから、旅客としてはもう現状の状態となっていて、これをでは下田から多くの人を呼ぶのか、もしくはほかの県外から下田に来てもらって、そこから下田線で来るのかというのを考えますと、なかなか厳しい面がある。例えば、ジェットfoilが熱海から通っているような場合には、どうしても熱海のほうを使い勝手がいいというようなことで、なかなかこれだというもの現時点ではお示しできないと、こういうような状況になっています。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 6月20日、総務局の防災部一行来島3名というふうに、今、村長からお伺いしたんですけれども、内容については備蓄品の件で話し合われたというふうに報告ありましたけれども、もう少し詳しく報告いただければと。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） これは、神津島でストックしている食料なんですけど、今、どこの町村と申しますか、1週間のほどの食料は確保しなさい、確保したほうがいいですよというような動きになっています。その中で、神津島についてはそれが十分に満たされておりません。そのようなことから、不足している分につきましては東京都のほうで対応できるようにしたいと、このようなことでございました。それが実際には、今もう来たのかな。

（「まだです」の声あり）

○村長（前田 弘君） まだ来ていない、そういうことでもう決定されているんですね。

（「はい」の声あり）

○村長（前田 弘君） 一応不足分につきましては都のほうで出してくれると。このような状況になっています。

今後の、当然不足分が入ってくれば、置き場所も当然なくなるわけなので、これをよたねのサステナブルの中に一部保管する、また、そのほかにコンテナの倉庫を用意して、そこに保管しようかなと、このような考えでおります。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 先般、総務課のほうから備蓄品の資料をいただいたんですけれども、全部で37品目あるということで、その中の7品目から8品目が東京都の預託というふうに伺っているんですけれども、これ以外、これを含めてそれ以上の品目についてを増やすという、そういった話も、今、村長の話でそういう話に聞こえたんですけれども、そういうことなん

でしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 多くの品目があるわけで、主にといいますか、都のほうで補填していただけるのは主食になります。それらのおかず関係につきましては、それを全部都のほうで補ってくれるということではございませんので、そこら辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。

あと、おかず関係もこれからあと何か月かで期限の切れるものがありまして、当然それを入れ替えなきゃいけないんですけれども、入れ替えに際し、缶詰をどのようなものかということで試食もいたしました。本当にこれがおいしくて、こういうものがふだんでもなかなか本当に食えないようなおいしいものでした。村としても菜食のほうを、おかずのほうですね、できる限り予算の関係を見ながら増やしていきたいなと思います。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 分かりました。ほとんどが食料品ということで、中には日赤のほうからマット等が支援していただいているようなんですけれども、例えば備品関係で、簡易トイレとかそういったものは計画していただくとか、それは備蓄倉庫の関係もあると思うんですけれども、その辺は村長の考えがあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この防災に関連して、これは昨日も津波注意報が出されて、東北地方においては30年以内に70%から80%の中で大きな津波が来ると、このように発表されているわけございまして、それに対する備えというのをやっていこうということで、防災のほうに、この防災無線、予備のこのよたねのほうに、もし仮にここが使えなくなった場合ということで、それらも準備を進めたところですし、また、それらの備品についても順次進めていきたいなと、このように思っております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 昨日の地震について、ちょっと村が足りなかったなと思うところがあるんですが、注意報が出ているにもかかわらず、前浜も温泉も赤崎も自由に通行ができていますよね。ここで注意報を出している意味を村はどう考えているのか。警察も含めて、そういう考えをこれからはどうするかということを決めておかないと。放送で幾ら注意報を出しても、自由に道路を走りますよでは、これは意味がないと思う。その辺はどうですか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 津波注意報のニュースで発表する津波の高さというのがありますね。これらを基準に、村としては神津については50センチでしたでしょうか、最初の。1メートルでしたか。

（「いや、神津島は50センチだった、八丈が1メートル」の声あり）

○村長（前田 弘君） 到達する津波の高さをこれらの発表に基づいて、その海岸線の地域が当然例えば5メートルの津波が来るというときに、これはもう通行させることはできません。ですから、そこら辺の情報を踏まえた上での交通止めとかそういうのはかけていなかったという、このような状況でございます。

また、これから警報であったりとか、いろいろ情報を確認した上で、それらの判断をその都度していかなければいけないと、このように思っております。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 後々のために判断を誤らないようにしてほしいと思います。

7月23日の伊豆諸島海域における風力発電等に係る情報交換とありますが、このメンバーというのはどういうメンバーなんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） これは、昨年3月に神津島のほうに来島して計画説明を行ったところの、コペンハーゲンオフショアという会社でございまして、本社がデンマークにある会社でございまして。この会社はもう既に海外で多くの実績を積んでおるところでございまして、伊豆諸島海域においても行う風力発電、そしてその風力発電をしたその電気で水素をつくりたいと。このような計画を説明されて、皆さんにも聞いていただいたところでございます。

この中で、既にもう1年以上たっておりますので、その中で情報がどういうふうになっているのか、その後の進捗状況はどうなっているのかということで、ここのCEO、クレモンさんというんですけども、最高責任者ですね。この方と日本の西山さんという方ですが、その方と情報の共有を行いました。その中で、まだ日本の国のほうが水素に関しての例えば国からの補助金とか、こういうものがまだ確定されていないという状況でございまして、では実際にいつからとかそういうことはまだ決まっていない状況でございます。

ただ、向こう側としては最初の計画どおりにこの伊豆諸島海域において風力発電をして水素を提供していきたいと、このような計画で今も進めていると。こういう情報をいただきました。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 東京都の話があまり見えてこないんですが、東京都は積極的に押し進めようとしているのか、どうなのかというところはどうか。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この件は、先ほどの水素に関連した件も、東京都の当然海域になるものですから、東京都が了承しないとコペンハーゲンオフショアのほうも当然できない。また、ほかの会社が当然やりたい、東京都のほうで風力発電を進めていくんだという計画が整った段階で多分企業を募集するというようなことになっていくんだらうと、このように思っております。

その中に応募する企業として、このコペンハーゲンオフショアがその一つに、応募する会社になるのかなということで、そのように考えておるところでございます、東京都のほうは、今その計画を進めております。風力発電に関して着々と進めておりました、議員のほうからも、この風力発電に関する推進の委員を出してもらいたいということで、議会のほうからは、議長が委員になってもらったというふうに伺っております。

また、ほかの観光協会とか漁協、それ以外にもたしか4名か5名ぐらいの方が、この神津島のほうの委員になっていると。各島も同じぐらい、四、五名の方が委員になっているということで伺っております。

これに関して、東京都のほうで主催で来月の多分7日か8日か、その頃に各島の委員何名かを連れて一緒に今実際風力発電をされているところの視察をというところで、場所はどこだったか。

（「長崎の五島列島」の声あり）

○村長（前田 弘君） 長崎の五島列島にも行くというようなことで私も伺っております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） ただいまの洋上風力発電関係なんですけれども、去年まで、今、村長が話されましたけれども、洋上風力でも水素ガスを洋上で、そこでつくと、というのは、水を電気分解して、それを首都圏のほうへパイプラインで送るといふ、そういう構想だったと思うんです。ここへきて、東京都のほうで。私は観光協会のほうでスライドを見せていただいたんですけれども、水素ではなくて、他に電力ですか、電力を供給するような、そういう方法なのかと思って。結構大きな、1万5千キロワットとか、そういうのが何基か また推測なんですけれども、まだまだ計画の段階で、はっきりしないんですけれども、がらっと水

素ガスの海外の会社から、東京都が進めているのは電力を供給するほうではないのかなと思って。そこら辺が設置場所とか、あるいは海底ケーブル、どこまで電力でしたら東京まで持っていかなくても、例えばですよ、東京電力の管内が関東1都6県と静岡県、伊豆、下田も東京電力なのでそこから結ぶとか、まだまだそこら辺がこれから分かってくると思うんですけども、がらっと変わったなというのを認識しておりまして、今後の対応を見守っていきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 風力による電力、これは今東京都のほうで推奨している、進めていきたい。この水素のほう、つくりに関しましては、これはあくまでも1企業、コペンハーゲンオフショアですか。これが去年の3月に来たときに、電気をつくってさらに水素をつくりたいんだというような、これは1企業の考えであります。東京都のほうとしては最初から水素をつくるのかということは一切言っておりません。ですから、方針が変わったということではありませんので、そこら辺は誤解のないようにしていただきたい。東京都はあくまでも電気を供給していきたい。ただ、水素をつくるということは、さらにその1段階上ということになりますので、そこら辺で国のほうが水素をつくるためにも、現在国も推奨するというようなことで動きは出ています。それに対して、ではこれから推奨するにはどうするんだと、補助金をつけましょうということになってくれば、当初のこのコペンハーゲンオフショアが計画しているようなことも現実味があるのかなとは思っていますけれども、一応そういう状況になっていますので、方針が変わったわけではありません。東京都の方針はそのまま風力ということですよ。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 理解できました。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） すみません。同じく風力発電なんですけれども、東京都のほうはそれを進めていると、島嶼の海域でということなんですけれども、これはどのような計画のスパンというか、計画になっているのかということと、あと住民に対してはいつぐらいに説明とか、お話があるんでしょうか。もし分かりましたらお願いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 現在、まだ住民全体に対する説明会というのはいつやるとかということでは伺っていません。ただ、関係者、例えば漁業、一番関係しているのは漁業関係者の方

が一番関係してくるのかなということ。この関係者、漁業、漁協とか、あと観光協会と、このようなところには説明を行っておるようでございます。

あと、海城のではどこに設置するんだということも、関係者の意見を聞きながら海域も定めていきたいと、一応このような状況になっております。

議員も東京都の風力発電があったときに説明会に出てもらって、その中で図面等ももらっていると思いますので、またそれ以外の情報が出れば皆さんのほうには提供していきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） そうしたら、次の7月12日の村民大運動会第1回運営委員会について、村民運動会が残念ながら中止になってしまったんですけれども、この経緯についての説明を伺いたいというところです。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） まず、結論から申し上げますと、これは職員が不足しているためにどうしても処理できないということが原因でございまして、運営委員会を開催するときには体育協会の役員がこの運動会の共催となっておりますので、この体育協会の役員の皆様に集まってもらって、どうしても今回は中止せざるを得ないというようなことで説明をいたしたところでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 伺いたいの、体育協会の役員が少ないんでしょうか。職員が不足しているのか。住民が一緒になって、ボランティアでも手伝いができるのではないかなと思ったところと、あとは、今年は残念ながら中止なんですけれども、今後についてというお考えを聞きたいなというのと、もう1点、これは文字放送等では流れたと思うんですけれども、村民運動会は商売止めなので、各団体とか業種とかそこら辺の周知って、何か聞いた話だとされていなかったというところで、これは商売止めなのか、それとも中止になったことでやっていいのかというところが住民からの意見もありましたので、そこら辺を踏まえてお願いします。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） まず、この運動会は皆様の協力がなければ到底もう完全にできません。ボランティアの皆さんの協力があって初めてできています。ただ、そのボランティアの方の皆さんのその前に、やはり職員が様々なことをもう何か月も前から、もうそれこそ半年ぐら

い前からいろんなものを調整していくわけですが、それがどうしてもできないということから中止した、その判断をしたということでございます。ですから、ボランティアがやってくれるというのは本当大変うれしいことなんですけれども、ただ、ボランティアの方では対応できない部分、この部分でどうしても手が不足していたと。職員ですね。村の職員の不足ということでございます。

それと、商売止めに関しまして、確かに周知のほう、各団体、商売止めになる部分につきまして、それらの周知がなされていなかったのかなと反省するところでございます。当然では今後中止になって商売止になるのかどうかということですが、これは運動会が当然開催されませんので、中止ということはありませんので、一応そういう判断でございます。周知がされていなかったことにつきましては、確かに反省するところでございます。後ればせながら、これからまたそういう文書で商売止めになるのかどうかというところの部分につきましては周知していきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） すみません、今私が周知がされていなかったというふうに話しましたが、この決定があった後に、各団体長のほうには、団体のほうには文書で案内をしております。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 8月21日の都道無電柱化に係る説明会、この内容についてお願いします。

（「8月21日ですか」「21日」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この無電柱に係る説明会では、大島支庁のほうから土木課長一行が来庁されまして、都道長浜線、そして多幸線、これらの無電柱化を令和10年度から実施していきたいということです。実施するに当たっては、当然東京都の関係の部分以外に、例えば神津島村であれば、テレビ共聴とか、あと光ケーブルとか、これらの部分が当然一緒に入るようになりますので、これらについて一旦無電柱化で道路の下に設置された場合、新たにそこから線を取り出す場合の経費とか、そういうものについての協議をされたところです。今後この分については十分な協議といいますか説明、もともとの事業主体は当然東京都の部分の事業ですので、村としてはそこら辺について、これからもさらなる確認をしなければいけないのかなと思っております。

○議長（石田隆美智君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

◎村長挨拶

○議長（石田隆美智君） ここで、前田村長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

村長、前田君。

○村長（前田 弘君） それでは、議長の承諾をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会に提案されました議案等は、本日追加提案されました神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約のほかに、神津島村常勤職員の旅費に関する条例の一部改正など、条例の一部改正3件、そして物品購入に関する契約関係が2件、一般会計補正予算ほか、特別会計の補正、これが6件、令和5年度の一般会計並びに特別会計5件の決算認定、発議第2号 神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例、合計19件が上程、審議されました。全ての議案等を原案のとおり承認、可決していただきました。ありがとうございました。

今回の一般会計補正予算の中では、先ほども話がありましたが、職員が不足していて、新たな職員の成り手がなかなか見つからないと、このような状況の中で事業効率化に伴うデジタル化推進事業委託、そのほかにはデイサービスセンターの事業の補助、財政調整基金の積み増し等を計上させていただいたところでございます。

また、令和5年度決算認定におきましては、不用額が多いのでは、適正な予算執行をと指摘をいただいたところでございます。

そのほかにも指摘をいただいた点につきましては、十分留意しながら今後も限られた予算を適正かつ効率的に、必要最小限の経費で最大の成果が挙げられるよう、村の行政運営、執行を図ってまいりますので、村民の皆様をはじめ、村議会議員の皆様、各関係機関の皆様のご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

お時間をいただきありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（石田隆美智君） ここでお諮りします。

本定例会議の会議に付された案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 6年11月 5日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 中 村 親 夫

署 名 議 員 鈴 木 国 忠

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和6年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第38号	神津島村常勤職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	6. 9. 4	原案可決
議案第39号	神津島村長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第40号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議案第41号	個人用多用途透析装置整備契約	〃	〃
議案第42号	LEDコンテンツ物品・機材購入契約 (サステナブル)	〃	〃
議案第43号	令和6年度東京都神津島村一般会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第44号	令和6年度東京都神津島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第45号	令和6年度東京都神津島村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第46号	令和6年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	6. 9. 5	原案可決
議案第47号	令和6年度東京都神津島村簡易水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第48号	令和6年度東京都神津島村農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
認定第 2号	令和5年度東京都神津島村一般会計歳入歳出決算の認定	6. 9. 5	原案認定
認定第 3号	令和5年度東京都神津島村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 4号	令和5年度東京都神津島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 5号	令和5年度東京都神津島村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 6号	令和5年度東京都神津島村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
認定第 7号	令和5年度東京都神津島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定	〃	〃
発議第 2号	神津島村議会委員会条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案第 49号	神津島村道路法面改修工事（村道14号線）請負契約	6. 9. 25	原案可決